

第9日目(3月10日)

副議長(小澤謙二君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開をいたします。ただ今の出席議員数は41名であります。これから本日の会議を開きます。

なお駒形議長、風邪のため欠席、南雲淳一郎君、家事都合により10時30分まで遅刻、井上忠夫君、同じく家事都合により10時まで遅刻、中俣誠君、葬儀のため11時から早退、関進君、通院のため10時30分から午後1時まで中退、貝瀬厚一君、午後から早退、関保健課長、公務出張のため午前中欠席という届出が出ておりますので、それを許します。

(午前9時30分)

副議長 ここで局長より発言を求められております。これを許します。

議会事務局長 (報告を行う)

副議長 本日の日程は一般質問といたします。

なお一般質問は質問時間制限をさせていただきます。市長の答弁時間を除き、再々質問の時間を含め、1人40分以内といたします。また、1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、今回は一般質問の通告者が29人に及んでおります。質問内容を制限するものではございませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただくようお願いをいたします。

質問順位1番、議席番号13番・関進君。

関進君 それでは質問を許されましたので一般質問を行います。

新幹線浦佐駅利用のまち創り施策は

いたって私の質問は簡単に書いてありますので。新幹線浦佐駅利用のまち創りのお考えはあるか、という事で質問させていただきます。公共交通機関として新幹線は重要な位置付けにあると私は思っております。南魚沼市には中心からは少し外れておりますが、新幹線浦佐駅があります。旧大和町時代には新幹線の駅利用のお客さんの増を図るため、いろいろ考えたんですが、なかなかお客さんの増に直接結びつかない。それで今現在は、若干ではありますが下降気味にあるというように聞いております。町村合併をし、行政が大きくなり、新市に託す希望は非常に大きいものがあります。そこで駅利用も考えた地域発展の施策を市長に問いたいと思います。いい名案がありましたらひとつよろしくお願ひいたします。

市長 おはようございます。一般質問29名の皆さん方から質問をいただきおありまして、私も極力簡潔に答弁をするつもりではありますが、答弁もれ等ありましたらまたその都度ご指摘をいただきたいと思っております。それでは、関議員のご質問にお答えいたします。

新幹線浦佐駅利用のまち創り施策は

新幹線浦佐駅利用のまち創り施策ということでもあります。若干の前段を申し上げますけれども、新幹線は昨年度で開業20周年を迎えました。完全民営化をされてからは、15年3月決算期で過去最高益を達成したということでもあります。これはJR全体であります。しか

しご承知のように国鉄時代のマイナス財産、負の財産を相当大きく抱え込んでおりました、今でも収入の約2倍の債務を抱えている状態だというふうに伺っております。このためJRでは利用促進検討部会等を設置して利用客の増に取り組んでいるわけではありますが、浦佐駅での利用客数、これは平成15年度実績でありますけれども、1日あたり約1,503人という数字が報告をされております。新幹線だけの利用客数というのはデータ化されておられませんので、その中で新幹線がどの程度というのはちょっとつかめない状況でありますけれども、それはお許しをいただきたいと思っておりますが、伸びている状態ではない、これはわかっているところであります。しかし、去年発生いたしました中越大震災の際に、新幹線は止まり、あるいは高速道路も寸断をされたということで、この大動脈が本当に公共交通機関としていかに大事であるかということ、私どもも思い知ったわけでありまして、国全体がそういうことを実感したことだろうと思っております。そしてこの重要性が再認識をされたということでは、ひとつのそういう面での成果があったということでもあります。

市でこの新幹線駅をどう生かして新しい市の拠点化をはかっていくかということでもありますけれども、先程申し上げましたように、ストップをしたというそういう現実がありまして、この危機感等は本当に全員で共有しているわけでもあります。一番今心配されるのは、北陸新幹線が開業されますと上越新幹線が、一説にはローカル新幹線化されるのではないかと心配をやはり今からしているところでもあります。そのために、これは新潟市の呼びかけでありますけれども、周辺、沿線ですね、沿線の皆さん方の経済界、政界、あらゆる団体を巻き込んで、一致団結して上越新幹線の活性化と地域振興に取り組むための、上越新幹線活性化同盟会の立ち上げを今予定をしている所でもあります。これは新潟市さんからの呼びかけであります。市でも先日新潟市とこの問題について協議をしまして、構成メンバーとして加盟しようということでもあります。これからその同盟会をいかに利用して浦佐新幹線駅の活性化を図っていくか、利用増を図っていくかということに取り組んでいきたいと思っております。現在の所、これといった特効薬的な部分は私どもも今持ち合わせておりませんけれども、やはり沿線の皆さん方とそれぞれ情報を共有化したり、あるいは検討しあったりする中で、この浦佐駅をどう活性化させていくかという方向を見出したいという所でもあります。今まだその途中にあるということでもあります。新年度に立ち上がる予定でありますので、その都度、私どもも一生懸命議論させていただいて。しかしたいへんな財産であることは間違いありません。これを本当に有効に利用しなければ、南魚沼市のこれからの発展はなかなか難しいというそういう認識は持っておりますので、また議員からもそれぞれ知恵がありましたら、私どもにまた教授いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

関 進君 新幹線浦佐駅利用のまち創り施策は

どうもありがとうございました。今、市長の答弁を聞きまして、私と同じく、ちょっと私は先をいろいろ考える方なんです、北陸新幹線のことを言われほっとしました。実はこの前、塩沢との合併協議の時に、たまたま浦佐駅がなかったという事であればミスプリントだったと思うのですが。今、地震の時に新幹線が止まった話をなされ、その時に長岡まで開通

になり長岡から代行高速バスで湯沢までお客さんを運んだという経過があるわけですが、その時に何日間かは浦佐にも大和パーキングというのがあるのに、あそこに止まらなかったという事で、非常に私はこれは何日間かでしたが残念だったなあと。やっぱり忘れられてはしまいかと非常に残念に思ったところであります。そして、この前、市長に浦佐駅という事で聞いたら、大和町と合併する中でもって浦佐駅が一番の魅力だとおっしゃいましたが、その魅力を忘れるようであっては困るし、駅が魅力なのか、駅のどこが魅力なのか、その辺をもうちょっと深く私は聞いてみたいと思います。

それから、昨日の大和町の決算質疑の中で、今まで北魚沼の町村と大和町は、奥只見、奥レクの観光協会を作っていたわけですが、それを北魚沼の方が合併して魚沼市になったということで、脱退というか実際いらなくなったというような事で、奥観協というものがなくなってしまいました。昨日の商工観光課の答弁だと、負担金の192万円がかなりもったいないというような事なのですが、私は、JRからも相当な税金、1億数千万円というものをいただいているわけですので、やはり一番南魚沼市にとっては端でありますので、奥観協があったその時代と同じように、南魚沼市だけではなくて魚沼市とも連携を取りながら、地域発展を考えるべきではないかと思うのですが。浦佐駅の魅力はただ税金だけが魅力であっては困りますので、もうちょっと魚沼市とも協力しながら浦佐駅の発展ができないものかと、こんなふうに思っております。負担金の192万円というのは、私は1億数千万円税金をいただいている中では、今の市の財政にとっては192万円は大きいかもしれませんが、もう少し地域と連携をしながら浦佐駅を中心とした発展を考えてはどうかと思うのですが。

市長 新幹線浦佐駅利用のまち創り施策は

地震の際に浦佐駅まで、実質的には新幹線は来れたわけでありまして、湯沢で止まっていたということでありまして。これは私どもも疑問に思いまして、いろいろ要請をしたわけですが、結局あそこで入れ替えができないという事で、浦佐駅までは運行できなかったという事でありまして。それはひとつ、ご承知だと思いますけれども、そういう理由がございましたのでお知らせをしておきます。

駅の魅力は、先程触れましたように、なんといいましても大動脈でありますから、首都圏と新潟を結ぶその大動脈の駅という事は、これはなにものにも替え難い魅力でありまして、税金が1億数千万円というのは私はちょっと認識しておりませんが、税金というそういう意味ではなくてですね、これは必ず私たちの市の発展に大きく寄与できると、そういう確信をもっております。ただ先程申し上げましたように、具体的な部分はこれから出てこようかと思っておりますけれども、そういう意味での魅力でありまして、なんといいいますか、ただただ無機質な駅があるからそれでいいという事ではありませんで、これを活用できるというそういう可能性も秘めているという部分で、大変大きな魅力だというふうに感じております。

奥只見観光協会でしたかね、これは今までの成果としてはやはり尾瀬ルートにお客さんを呼んでくるという部分では非常に効果があったという事だと思います。協議会は、これは確か解散したんですかね。解散しましたが、負担金を伴わない協議、あるいはお互いの検討、

勉強会というのはこれからも続けていこうという事でありますので、負担金がないからその活動が全部止まったという事にはならないと思います。当然、魚沼市の地域の観光資源等も大きな魅力でありますので、連携を取りながら浦佐駅をどう利用していけばいいのか、どう利用させるのか、そういうことを先程申し上げました同盟会の中でも話を出して具体的なテーマとして取り扱っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

関 進君 新幹線浦佐駅利用のまち創り施策は

いろいろと策は考えてあると思うんですが、私は、今おっしゃいましたように奥只見という、尾瀬奥只見というのは、人工で造った資源ではないわけですね。例えばスキー場だとか温泉だとか、人工で造った資源というものは、おのずから競争相手が出てくると沈んでしまったり駄目になってしまったりいろいろしますが、尾瀬だとか奥只見というのはどこにもいかないし、ずっとこれは観光資源として残るわけですね。そういう中でもっと広く長い目で、高い所から見て、浦佐駅、それからこの魚沼圏域をどうするか、それぐらいな、ただ南魚沼市をどうするかでなくて魚沼圏域や、もっと言えば新潟県をどうするかぐらいの大きな心をもってひとつ、この魚沼の地を発展させていただきたいと思っておりますので、最後は要望になるかもしれませんが、ひとつ大きな気持ちでもってこれから施策に臨んでいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

副 議 長 質問順位2番、議席番号10番・岩野 松君。

岩野 松君 おはようございます。大勢の傍聴者でちょっと緊張しています。

1 介護保険見直しでどう変わるか

1人目の質問が非常に大きな話でしたけれども、私は細かいかもしれませんが、この10月から、1点目は介護保険が見直されるといわれています。それで利用者にとってどう変わるのか。そしてそれに対して本当に使い勝手が良くなるのかという事で、質問したいと思っております。

まず1点目は、何を変えるのか。介護保険は5年が経過し、持続可能な制度構築のための見直しを、国の制度改革に合わせて第3期事業計画を策定、というふうに市長の行政報告には述べておられます。何をどのように変えるのか、まずお聞かせ下さい。実は先日の常任委員会では若干の説明があったのですが、どうも私もよくわからなかった所もありましたので、よろしくお願いたします。

そして2番目ですけれども、私が調べていく中で、新予防給付という言葉が出てきました。この改正は予防を重視するという事が謳われています。そのために介護度の軽い人には新予防給付に変わるといわれています。今利用されている利用方法とどう変わるのか、またその対象者は何パーセントくらいになりますか。

3番目。施設利用者、特養等をいいますけれども、その負担はどのように変わるのでしょうか。現在も八色園など、個室ユニット型は、約入居費が1カ月11万円ぐらいと聞いています。10月からの改正では、どのように変わるのでしょうか。他の施設、老人保健施設や

療養型医療施設なども含めますけれども、その老人3施設といわれるものも同じようになるのでしょうか。そして上町には苗場福祉会の施設ができるといわれています。それも老人介護福祉施設ということでできますし、入所者は何床の予定というふうになっているのでしょうか。

4番目の利用しやすい使いやすい介護保険とは、という事なんですけれども、介護保険が始まる時に、今まで老人介護、お年寄りの面倒は家族で、そして特に妻や嫁の女性の負担が本当に多かったです。これを解消するためにも、社会で面倒をみる、そういううたいこみで介護保険制度が始まりました。「お母さん、これからは老後のためだといって貯金しなくてもよくなるねえ、月3、4万円で国や社会が面倒をみてくれるから」と介護保険が始まる前にある娘さんから聞いた言葉なんです。そして家族単位の人数も減り、少子化傾向にあったこの日本では、本当に社会が、私たちの老後をみてくれる仕組みは、多くの国民から指示されたと私は思っております。しかし、始まる時からあまり検討もされない見切り発車で、その上、改正、改正。その度ごとに負担が重くなる介護保険に変わってきているのではないのでしょうか。本当に安心して使える介護保険といえるのでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

2 高齢者住宅除雪援助事業は変わらないか

2点目です。高齢者除雪援助事業。今年、六日町管内では約100人、大和町管内では50人くらいが利用しているといわれていまして、そんなに大勢の方が利用しているわけじゃないので知らない方もおられるかもしれませんが、これは非常に喜ばれております。しかしこれが、この三位一体改革という国の方針の中で、今まで補助事業だったのが、交付税一括参入という形になるのですけれども、これからも事業継続をして欲しいと思っているんですけれども、どうでしょうかという事です。

豪雪地帯に住む人々は、雪の降らない地域に比べて非常にハンディが大きいです。それは今更言うまでもありませんが、特に雪が深々と降る夜など屋根のきしむ音は本当に怖いんです。まして高齢世帯だけとか一人暮らしとなると、なお不安が募るのは皆さん先刻ご承知のとおりです。そして、その雪に対しての道踏みや屋根の雪降ろしの労力も大変なものであります。この豪雪地帯にそういう人を、本当に困った人を確保してくれる保安要員制度とか、それから雪降ろしの援助という事で、私ども豪雪地帯に住む人々や、私たち日本共産党が一緒になって運動を始め、そして進めてきました。自治体も一緒に努力してまいりました。そして県単事業から始まったと思っておりますけれども、その後介護保険が導入されるようになり、高齢者などへの生活支援事業となり、国から補助事業として対応され、本当に安心して利用できる制度としてこれを利用されている方からは喜ばれています。

しかし、この17年度、今年から、この冬までは違ったんですけれども、この17年度からはこの事業も含めて、地域支え合い事業という5つの事業が一般財源化、税源移譲される、交付税算定されるということになりました。市長が出した行政報告では、人数的には17年度は16年度並の対象人数をあげています。しかし、18年度以降も、そしてそれからぜひ、枠を広げこそすれ、狭める事がないようお願いしたい、そういう思いでこれを提案い

たします。そして、この制度を住民への周知には、広報をお願いしたいと思っています。それとこの補助事業の補助から一般財源化された、税源移譲なんですけれども、それはこの市ではどれくらい減るのでしょうか。そこもお聞かせ下さい。あと市長の答弁によってまた再質問をよろしく願いいたします。

市長 岩野議員の質問にお答えをいたします。

1 介護保険見直しでどう変わるか

介護保険見直しで何を変えるのかという最初のご質問でありますけれども、見直しをするということは議員ご承知だと思いますけれども、介護保険法、施行後5年を目処に制度全般について見直しを行う、これは同法附則第2条の規定に基づいて行うものであります。改正の主な項目につきましては、まず1番目として予防重視型システムへの転換であります。この中に新予防給付の創設、あるいは地域支援事業の創設等が入っております。

2番目として、施設給付の見直し。居住費、食費の見直しであります。介護保険3施設の居住費、食費を原則利用者負担とすると、次に、それからこの中には低所得者に対する配慮はきちんと盛り込むということであります。

それから3番に新たなサービス体系の確立がございます。地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設。これは今、在宅介護支援センターに代わるものになるかと思えます。居住系サービス、これを充実させていこうということです。ケア付居住施設の充実、有料老人ホームの見直し。

4番目といたしまして、サービスの質の確保と向上。これは情報の開示とか事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し等が含まれております。

5番目といたしましては、負担のあり方・制度運営の見直し。この中に第1号被保険者保険料の見直しということが盛り込まれております。これは負担能力に応じた保険料の設定ということでありまして、特別徴収 ご存知でしょうけれども年金から天引きされている

その部分の対象を遺族年金・障害年金にも拡大をしていかなければならないかということでありまして、それから、要介護認定の見直し。申請代行、認定委託調査の規制の見直しということでありまして、市町村の保険者機能の強化。都道府県知事の事業者指定にあたっての市町村長の関与の強化。市町村長の事業所への調査権限の強化。外部委託事務に関する規定整備。これが5番目の内容であります。

6番目といたしまして、被保険者・受給者の範囲。これは結果としてはいろいろ議論ありましたけれども、今回の制度改正には盛らないと。また次回以降、検討しようということでもあります。

その他では「痴呆」という文言を「認知症」ということに、今はもうほとんど認知症ということに使われておりますが、そういう方向に名称変更しようと。養護老人ホーム、在宅介護支援センターにかかる規定の見直し。社会福祉施設職員退職手当共済制度の見直し等が、その他の中には含まれております。大体ざっとこんな所ではありますが、言葉だけでこういってもなかなかかわからないと思いますので、担当課できちんとかういうものを整理してありま

すので、必要でありましたら、そちらで資料を入手していただければと思っております。

新予防給付、これはですね、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な軽度者を対象とした新たな予防給付で、介護保険法の理念である「自立支援」をより徹底していこうという観点から、要支援・要介護1の軽度者に対する保険給付について、現在の「予防給付」の対象者範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直して再編をするという、一言で言えばこういうことであります。これはまた対象範囲や内容が多岐に及んでおりまして、ここでこれをそれぞれ申し上げておりますと、非常に時間もかかりますし、言っただけではなかなかわからないということでもありますので、これも先程お話申し上げましたように、担当課の方に資料がございますので、それをひとつご覧いただきたいと思っております。全般的には先程申し上げたとおりであります。個々の内容はなかなか非常に多岐にわたっておりますので、これはちょっとここで答弁をするというのは、言葉だけになってしまいますので、どうぞひとつ、その資料をご覧いただきたいと思っております。

3番の、施設利用者の負担、特養ですね。これはどうなるんだということでもあります。これは従来から言われておりましたけれども、在宅と施設の利用者負担の不均衡、介護保険と年金給付との重複、これを是正をしなければならないというそういう要請から、介護保険3施設、先程申し上げましたショートステイを含んだ居住費用と食費について、この17年の10月から原則として利用者負担、そして保険給付の対象外とする見直しが行われるということでもあります。その結果、居住費用と食費の利用者負担の具体的金額は、各施設で設定する事になりますけれども、標準的なケースで算定をいたしますと、ユニットケア型の特養、従来型特養ともに、月額3万円程度の負担増になるだろうと。ただし、先程ちょっと触れておりましたけれども、低所得者に対しましては負担軽減されるように配慮されて、ほぼ現行どおりの負担となるだろうということでもあります。また新しく保険料設定段階が予定される年金額80万円以上の方、これは従来型特養で約1万5,000円程度、新型特養で1万5,000円から2万5,000円程度の負担増が見込まれるということでもあります。居住費用は個室では減価償却費プラス光熱水費相当。多床型では光熱水費相当ということでもあります。食費は当然共通いたしまして、食材料と調理コストの相当を負担していただくという内容であります。

4番目の、「利用しやすい、使いやすい介護保険」にするには、ということでもありますけれども、今回の改正は、まさにそれを目指した制度改正ということで、内容がそれぞれ盛り込まれております。具体的には、住み慣れた地域での生活を24時間体勢で支えていくという観点から、要介護者の日常生活圏域にサービス提供拠点を確保していくという「地域密着型サービス」や、「ケア付き居住施設等のサービス」これらを充実させていこうと。そして、一人暮らし高齢者、あるいは認知症高齢者の増加、高齢者虐待に対応する体制づくりを目指すというふううたわれております。これと並行いたしまして、先程述べました「新予防給付」を創設して、要介護状態の軽減や悪化防止のための新メニューを導入して、日常生活の維持・改善をはかり、自宅でも健康な日常生活が営まれるようにするとともに、これらを下

支えする地域の中核機関として、先程申し上げました「地域包括支援センター」、これを創設していきたい。その役割を十分担っていきたいということでもあります。結果といたしまして、介護給付費の増加を抑制して、将来に向けて持続可能な制度として定着させるためには、行政だけではなかなか限界があります。ボランティアの活用、あるいは地域での密接な連携協力体制が不可欠だということでありまして、これもまたそれぞれの方々からそういう自覚をやはり持っていただきたい、そういうことでもあります。

上町に設置される苗場福祉会の特養は、80床の予定であります。

2 高齢者住宅除雪援助事業は変わらないか

高齢者の住宅除雪援助事業は変わらないか、ということではありますが、おっしゃったようにですね、平成17年度からこの補助金、これは4分の3の補助率でありましたけれども、一般財源化されるということでもあります。市といたしましては、高齢者の冬期間の安全確保や事故防止のためにこの事業は継続するという予定でありまして、今年は846万8,000円の予算を計上いたしております。今年といたしますか17年度。

交付税になると市への影響額はどうかということでもあります。これは16年度補助金の見込額が449万4,000円ということでもあります。これは対象事業費に直しますと、665万6,000円と、補助割れした内容になっているわけではありますが、新年度からは、おっしゃったように所得譲与税に組み替えられるということでもあります。これは事業を実施しているとかいないとか、あるいは豪雪地域だとかそうでないとかという、そういう特性は問わずに、市町村人口によって全国一律に交付されると、こういうことになります。ですのでこれを特定して、その分でいくらという色のついたお金の算定は難しい、できないということでもありますので、ちょっとわからない、ということではありますが、事業そのものは極力継続をしていきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

岩野 松君 1 介護保険見直しでどう変わるか

細かいところまでありがとうございました。この行政報告にあるように、最初の介護予防ですけれども、持続可能な制度というのはどうするのかなというのがお聞きできれば思っただけですけれども。とにかくこれは国が大体決めて、でも決定権は町というかこの行政にあるというふうにいわれていますので、ぜひ積極的な対応もお願いしたいと思っています。新予防型という中で特に「新しいメニュー」という言い方をいたしました。私の調べたところの事なのかなあと思っていますけれども、今度要介護度と介護度1を、1、2と分ける形で、特に新しい1の方に関しては介護保険の適用外みたいになるのかなあというのが、ちょっと感じられたんです。それと、ヘルパーさんをお願いした場合、一緒になって同じ作業をする事によって可能になるというようなのがあったんですけれども、その介護度の決め方とかそういうのもいろいろありまして、必ずしもそうやる事によって短時間で家庭内作業なりをみてもらえるのかどうなのかというのが、長くなる可能性があるのかな。そうすると使い勝手が悪くなるというふうには、私は思っております。そういうところはやっぱり今までどおりがいいのではないかなというふうに思いますが、そのへんどうでしょうか。

それから、特に特養などの利用者への負担が非常に高くなると、私は思います。今言ったのは食費とそれから住居費だといわれていますけれども、それが約3万円ぐらい上がる。標準的な試算がいろんな所で出ていますけれども、そこでも負担は確かにそのように増えます。「月刊介護保険」という政府筋で出しているものによっても、介護保険の3施設の居住費用、食費を保険給付対象外とする事によって利用者負担を導入してもらおう。それによって平成17年度の国庫負担が420億円　10月から始まるので420億円なんだそうですけど満年度ベースなら1,000億円ぐらい国の負担が削減するというふうに書いてあります。要は国がお金を出したくないための、今回の介護保険ではないかと私は思います。もともとこの介護施設などへの、介護保険が始まる前からの要するに福祉という形では、国が5割の負担をしていたわけですけれども、それが今、介護保険になって25パーセントしか負担していないんです。それをなおかつ削る方向でこういう施策がされてきている。本当に確かに高齢者が増えるということは、全体的な費用は増える事ですけども、ますます利用しにくくなるのではないかと。しかも今この南魚沼市の待機者もうなぎのぼりに増えているといわれています。そういう意味では苗場会の必要性もありますし、本当に大変な負担になるのかなあと思います。国民年金者はそういうところへ入ると、単身になるから一応援助があるからという言い方をされる方も、減免の部分に該当するからと言われてますけれども、それでも一番低い人は月1万8,000円ぐらいの年金者の方も、結構1,000人からおられます。そういう人でも一番安い費用でも月3万いくらかかるといふふうに新しい試算で下げた部分でもそうなるんです。本当に安心してお世話になれるかなあという思いがしております。

もともと、先程言いましたように、社会が面倒をみることはある意味ではいい事でありませけれども、本当にこういう体勢を国が取るのであるならば、北欧型かこの近隣では栄村でやっている「下駄履きヘルパー」などのような、本当に身近な人たちも安心して利用できる、そして、24時間体勢のやり方が求められるのではないのでしょうか。そして今、介護施設へ住んでいる方、利用している方への負担なども含めまして、今、国が出している25パーセントを3割、30パーセント補填するだけで解決するのではないのでしょうか。そういう意味では、せっかくだいいい施策をいい形で国民に提示してもらおう、そういう方向で私は自治体としてもそういう立場で運動して欲しいと思うんです。ぜひ見解をお聞かせ下さい。

2 高齢者住宅除雪援助事業は変わらないか

除雪援助事業についてですが、先程市長が言いましたように、交付税算定ということは一括してくるので、雪降ろしなど豪雪への除雪援助という、そういうのがないということになります。そうするとこの基礎単位が10万人だといふふうに聞いております。ここではもし塩沢町が一緒になっても10万人には満たないとやっぱり減るのかなあ。100億円はそっくり　厚労省ですか、は今までこれの5つにあて、あれしていた100億円はそっくり移譲しましたから100パーセントいきますよと、先日の交渉の中では言っておられましたけれども。総務省にいきましたら人口算定がありますからクエスチョンですと、いうおっし

やり方をしていました。そういうことではますます減ってくるのかなという懸念もされますので、その中で使い方はいろいろあるかと思いますが、ぜひこの制度は続ける、そういう方向でよろしく願いいたします。

また、皆さんの周知徹底には広報誌を利用しているかどうか。私も広報誌で見たことないので、ぜひそういう形でよろしく願いいたします。

市長 岩野議員、なかなか細部にわたった部分でありますので、私の答弁で補えない点は課長が答弁申し上げますけれども、概略申し上げます。

1 介護保険見直しでどう変わるか

1番目の、対象の範囲がどう変わるかということです。要介護1だとかその介護、その部分。現行の審査がありますね、これに加えて高齢者の状態の維持、改善可能性の観点で踏まえた審査を行って、要支援、要介護と判定された方の中から、特に介護予防効果が認められる、そういう方を今度は「新予防給付」の対象者にしていこうと。おわかりですか、言っている事は、要は新予防給付の方でやれば、ある程度介護認定部分から外れるくらいの回復能力といいますが、そういう能力のある方を、その新予防給付の方にまわしていこうということです。新予防給付の中では、これは10月からのモデル事業を実施して結果を踏まえてまた効果が明確な部分についてはそのサービスをしていこうということでもありますけれども、いつもいわれております筋力の向上ですね、トレーニングマシンを使うもの使わないもの両方あります。それから栄養改善。閉じこもりの予防。フットケア、これは足の爪の管理指導だそうです。それから、口腔ケアですね、歯磨き、義歯の管理。これらの実施を一応試験的にやってみて、効果が非常に認められるというものを今度は順次きちんとした新予防給付といいますが、そっちのサービスにしていこうと、こういうことでもあります。ですので、今、なんと申しますか、議員おっしゃったように、外れるとか外れないとかという部分を、ここで具体的に申し上げる事はできないということで、新たに今の審査の他に先程申し上げた審査体制を加えるということでもありますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから施設利用者の負担の件でありますけれども、最初に触れましたが、低所得者に対しては今以上の負担増になる事はないという、これは申し上げました。負担増になる部分については所得税を・・・市町村民税ですかね、市長町民税の課税される皆さん方は、新たにこういう対象になっていくということでもあります、原則的に考えますと、いわゆる自分の家に住んでいても固定資産税は払わなきゃならない。居住費ですね、それは当然かかるわけがあります。その部分。それから食費、これはどこへ行ったって食費はかかります。その部分を負担していただくということですから、高いか安いという議論は別にして、やはりそういう制度をきちんとやっていかないと、その福祉国家、福祉国家なんていってもそこまで国がすべて なんと申しますか、面倒を見るという言い方は失礼ですけれども やっていくということにはやはり馴染まない。自分の個人的な部分でありますからこれは、そういうことだと思っております。そして少しでもですね、居住型を減らしていこうという。今、

居住型と・・・施設に入る方と、住宅で介護を受けている方の費用の割合は、これは3対1ぐらいでしょうか。施設に入居されている方は確か38～39万円、居住型サービスの方は10万円弱前後だったというような気がしておりますが、そのくらいのやっぱり差があるんです。極力そういう方向を抑えて、先程申し上げましたように自分の生まれた、住んでいた所で、きちんと生活ができるような体勢を24時間体勢で支えていこうと。そういう理念ですので、私どもはこれが見直される際に、設置者としてどうこうということは、やはり理念的には私はいいと思っているんです。そういう方向が。ですので市民の皆さん方の健康、あるいは老後の福祉、それらについてはきちんとやりますけれども、この今の介護保険法の見直しによる部分について、私どもが特別反対をする、これはこうしろという部分は、今のところ私はあまり見当たらない。ただ実質的にやってみてどうなのかということはわかりません。今のところはそういう考えであります。

2 高齢者住宅除雪援助事業は変わらないか

広報誌にこれを載せろという雪害、雪降ろしの件ですけれども、民生委員を窓口申請をさせていただいておまして、広報はしていないと、こういうことであります。広報誌には、今の所、載せていないということでありまして、これは利用者の皆さん方がそういう方向がよろしいということであれば広報に載せるぐらいの事は、別にどういうことでもありませんけれども、ただ今のところは民生委員の方をお願いをして、調査をさせていただいていることですので、そう漏れがあるとか、そういうことはないだろうというふうに思っております。先程触れましたように、この事業は17年度は予算計上いたしましたのでやります。18年度以降も極力やっていこうという、私の考えであります。

岩野 松君 1 介護保険見直しでどう変わるか

介護ですけれども、市長はやっぱり国の、その改定への姿勢に対しては賛成だということでもあります。確かに、お金がかかるといえばそれまでなんですけれども、全体から見ると日本はそんなに貧乏な国でもないとは思っていますし、そういうなかでのお金の使い方、国も含めてなんですが、金の使い方はやはり、民生費にもっと多く使う、そういう時代に日本がなったのではないかとこのように思っています。今でも無駄な開発は止めるという国民の大きな声があります。そういうなかでも、関西国際空港にも今年だけでも300億円、それから直轄する交通路には2,000億円もずっとこれからも使い続ける。そういうふうな使い方をしているわけでありまして。そして先程言いましたように、介護保険に対して、わずか1万5,000円や2万円ではないかといいますけれども、そのために本当に私に相談された方も頭を悩ませている方もあります。そういう意味ではやはり使い勝手のいい、そういうせっかいいい政策をいい政策として、皆に愛されるそういう方向にして欲しいと思っています。ぜひそういう方向での運動も重ねてお願いいたします。

2 高齢者住宅除雪援助事業は変わらないか

引き続き高齢者住宅への除雪援助は、高齢者へのご支援を変わず施策としてお願いいたします。広報誌への情報もぜひ入れて下さい。私がある方から質問されて知らなくて、人が

ら言われて「俺家も該当するのではないか」ということがありました。だから皆を民生委員が認知しているかというと必ずしもそうでもないのかなという思いもありますので、ぜひ広報誌で報道していただきたいと思います。以上です。

副議長 質問順位3番、議席番号25番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告にしたがい一般質問を行います。

私は2点について質問をいたしますが、合併で市民生活はどう変わるかという1点と、市が今回新規事業として計上されましたコシヒカリの稲わらを使った紙製造事業委託についてであります。

1 合併で市民生活はどう変わる

では最初に、財政が立ち行かなくなり、サービスを維持するためには合併しなければ大きな負担を願う事になると、合併を選択いたしました。新年度予算を見ると、合併したにもかかわらず、基金取り崩し等で苦肉の予算編成と見受けられます。合併協議で両町の制度の調整がなされたわけではありますが、市民は合併して良かった点、あるいは悪かった点を少しずつこれから感じてくるものと思います。今現在、市長は市民にとってよかった点はどういうことを考えているか。また、やむをえず負担を願わなければならなかった事は何かと考えておられますか、お聞きいたします。

それぞれが独自の政策を持っての町政運営をやってきた中で、その旧町の制度と比較をしてみてもいかがでしょうか。それについては2町の合併説明会の中で、こういった文書が全戸に配布されているわけでありまして。要するに前段で「合併しないとどうなる」ということで、「サービス水準を引き下げるか、あるいは負担増をお願いせざるを得なくなります」ということで、合併の道を推進したわけでありまして。そうした中で、各種事業、施策がこうなるということが広報されているわけでありまして。私は大和町で10年程議員を勤めさせていただいておりましたが、そういった中で繰り返し提案をしてきました中学生の通学バス代金とか、あるいは保育園、幼稚園へのバス代金、こういうものは無料となりました。しかし、私は後段でも述べますけれども、子育て支援とか、あるいは私たちが市民として払わなければならないいくつかの事で問題が生じてくるのではないかなというふうに思いますので、私はその点について、お伺いするわけでありまして。

ちなみに大和町の国保税については5万9,000円でありました。調整額であります。それがこの度の予算では6万5,000円になるということでありまして、一人あたり6,000円の値上げになっております。また、入湯税、要するに温泉旅館をやっている方ですが、大和町では1人当たり60円でありましたけれども、120円になっております。また、法人税については13.5パーセントから段階的に引き上げをされて13.9パーセントになると、要するに六日町にあわせるということがやられております。固定資産税については、六日町の方は今の1.5パーセントが1.4パーセントに下がると、こういった協議がなされたわけでありまして。

そして、私は論点としたい部分を時間の関係で最初に述べます。乳幼児の医療費助成につ

いて、昨今の状況は、就学前まで無料にしようではないかと。要するに小さいお子さんは熱を出したり突発的な怪我、あるいは病気が起きるということで、なかなか家計負担も大変であると。そして子育て支援の立場から無料化をしていこうというのが、今の主流であります。大和町も計画では昨年度就学前まで入院も通院も無料にしようということであったわけでありまして、合併協議の中で、合併が決まったということで、しばらく足踏みをすると。要するに合併してからということで持ち越されております。そのへんについて市長はどういうふうに今後やっていこうとしているかをお聞きいたします。

また、保育料についてであります。担当とかなり研究してみましたけれども、要するに大和町の保育料にあわせるということで、六日町の方が大体200円ぐらい各層で安くなってきておるわけでありまして、そういった中で大和町にあわせるといいながら大和町の人も高くなったと言う方がおります。これについて私は、以前大和町もそういう制度であったわけでありまして、いろいろな絡みがありまして、保育料は両親の、親の所得によって階層を決めるということがなされてきました。ところが今回の募集要項の中には、家計の主宰者、要するに両親が非課税の場合は家計の主宰者の所得で段階を決めるということがなされております。私はこれについては、どうも公約違反だなという気がいたしまして、今回、特に今後6月の調定があり、保育料が決定するわけでありまして、これについては善処を願うものであります。

次に国保の問題でありますけれども、国保について大和町はここ数年の間、大変保険料が集めすぎられておりました。前年度1億円を取り崩して保険税を下げた5万9,000円になったわけです。そしてまた、それでもまだ1億円余りまして、今回新市に持ち込んだという、通常の徴収体系でそういった事態が起きております。それにも関わらず、大和町の、六日町と平均をすると、こういうふうには当然5万9,000円が6万5,000円になるということでありまして、私はこれについては、やはり我々前町の中では、激変緩和、要するに我が町長は上がり下がりがあるとはならないということで、極度に下げる事はできないということで、5万9,000円で留めていたわけでありまして、よその自治体を見ますと、こういった合併で不均衡なものについては激変緩和措置ということで、特に一般会計繰り入れはそういったところにやっているようであります。そういう点を考慮すべきだというふうに私は思いますが、お聞きいたします。

2 「コシヒカリ紙」製造事業委託について

次に、コシヒカリの稲わらの問題であります。これについては計画を示していただきたいということで、お願いをしておきましたけれども、私は、担当の産業建設委員会でありまして、一言もこれに触れずに新規予算が計上されたということでありまして、これについて私は、それに付随するいろいろの問題が、あるいは提案がされているなというふうにとらえております。計画を聞いてからという話にしますが、ひとつその前に論点が噛み合わない大変でありますので、1点確認をしておきます。それはこの施政方針の中にありました「工業・起業振興対策」としましては、新地域産業を創出するため、稲わらを活用した「コシヒカリ紙」

製造事業を委託実施するとともに、産業誘致活動を市と共同して推進し、成功した場合は成功報酬を支払う「企業立地推進員事業」を制度化したいと考えております。」これについてひと段落読んでみますと、この推進員制度というものと、このコシヒカリ紙製造事業委託というものがリンクしているのかいないのか、そのへんでかなりの論点が噛み合う合わない問題が出ますので、そのへんをひとつ明確にして計画の説明を求めたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

市長 1 合併で市民生活はどう変わる

岡村議員の質問にお答えいたします。まず最初に合併して良かったか悪かったかという部分、これを先にお答えいたします。これは私は良かったと思っていますけれども、市民の皆さん方がどのように判断しているかというのは、これはまだ3ヶ月、4ヶ月目に入ったところですか、そういうところですので。しかも合併をしたというその、形ですね、これがなかなかまだ現れてないという部分もありまして、自動交付機は入りましたけれども。そういう部分から、まだ市民の皆さん方がどう判断しているかというのは、把握はしておりませんが、やっぱり大きなエネルギーは生まれてきたということは、いろいろの中で実感しております。今のところ「合併をして良くなかった」という声だけは届いておりません。届いておりません。市政ポストの中で「南魚沼市という名前が紛らわしいから、塩沢との合併の際に変える」なんていうのは、どこかの方から葉書はいただきましたけれども、合併をしてこの点が困ったとかですね、この点が非常に不便になった、あるいは負担増になったというお話、だから合併して良くなかったんだということは、一切今の所は届いておりません。そういうことを前提にいたしまして、国保税、あるいは保育料の件について申し上げます。

先程、岡村議員おっしゃった旧大和町が5万9,000円ですか。私どもの方、予算ベースでの医療費分、一人あたり平均直しますと、平成16年は5万6,314円ということでありました。六日町が6万4,007円。この17年度は当然ですけれども、6万1,892円という数字になっておりまして、六日町は2,115円の減額、大和地域の方々は5,578円の増額ということになります。これは議員先程ちょっと触れられましたけれども、15年度から16年度への大和町さんの中で、1億の繰り越しをそっくり減税といいますが、こちらに使ったということで、そういう結果が生じたわけでありまして、15年度はですね、15年度は、大和さんは6万8,176円となって、六日町は7万5,711円ということですので、15年度に比較をいたしますと、7,000円ぐらいの減であります。減であります。ですから一時的に繰越金を財源としての、国保税の値下げという部分があったのは大和さんは事実であります。平年ベースに返ればそういうことだということですので、ぜひともこれはご理解をいただきたいと思っております。今、基金が4億円ちょっとありますけれども、これはやはりその程度の額は確保しておかなければ、なかなかいざという時に困るということでありまして、医療費の全体額の20パーセント前後でしょうか、今。本来25パーセントとかですね、そういう指針はあるわけですけれども、大体20パーセント前後、22ぐらいいってありますか。そんな状況でありますので、ぜひともこの額は確保しながら、なるべく節約に

努めて。例えば18年度に繰越し等が相当額見込まれば、それはそれなりに減税の原資として使っていきたいということではありますが、この4億円を今、削りながらここで減税をするという考え方は特にありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

医療費助成でありますけれども、これは妊産婦につきましては、大和さんは無料化でありました。無料でありました。新しく合併してからは全市無料であります。0歳児も大和さんは無料でありました。全市、今度は合併して無料になりました。1歳児は入院1日につき1,200円、外来1回につき530円、月に2,120円が限度でありますけれども、これを超える額についてはきちんと助成していこうと。これは変わっておりません。2歳児も同じであります。それで六日町はこれに、3歳、4歳は入院のみということであります。大和さんはずっとこの通院についても、外来についてもあったわけあります。これを大和さんの方にそろえて、同じにしたということであります。5歳児は、これは同じですね、入院1日について1,200円を超える額は助成していこうということであります。

その他にこの予算額でありますけれども、こういうふうになりまして、16年度では大和さんが妊産婦の無料化につきましては420万円予算計上しておりましたが、新しく六日町分が加わりますので992万円、17年度に予算計上しておりまして、572万円の増。いわゆる市の持ち出しの増であります。乳児につきましても同じでありまして、108万円という部分だったのを300万円ですので、192万円の市の負担増。幼児につきましては、平成16年度703万2,000円ということでありまして、大和さんが600万円の六日町が103万2,000円の予算でありましたが、17年度は1,995万ということで、1,291万8,000円の、これもまた市の負担増であります。あわせると、1,231万2,000円という平成16年度の、医療費助成の額でありましたが、17年度は、3,287万円に増えまして、2,055万8,000円、負担軽減になるということであります。市の持ち出しが増でありますので負担軽減になるということです。

それから保育料では、これはやはり合併時に各階層の低位単価に調整をしているということでありまして、影響額はおよそ270万円ぐらい減額ということであります。

その他に、市の単独の少産対策軽減、これは複数入園減額を受けない児童で、18歳未満の兄弟で数えて第3子目以降になる場合には、20パーセント軽減が受けられます、ということでありまして、これに伴う影響は、今約198名の対象者がおりまして、金額については月額90万円、年間1,080万円。これも減額をしているということであります。保育料を。そういうことあります。

それから、議員触れられました同居の祖父母の関係でありますけれども、大和さんは児童の父母の所得税及び町民税が非課税の場合、同居の祖父母の町民税のみで認定をしていたという。旧六日町は同じ場合、同居の祖父母の町民税と所得税で認定をしていたということでありまして、これは17年度から、児童の父母の所得税及び市民税が非課税の場合は、同居の祖父母の市民税と所得税で認定をする事になったということ。これは事務調整でそういうことになったと。六日町側にその部分を合わせたということあります。この影響額はど

のくらい出るかということは、ちょっと私はわかりません。あとでもし必要であれば担当課長からお答え申し上げます。そういう中で、入学前の医療費の無料化という問題がありますが、これらにつきましては、今、ご承知のように次世代育成支援対策推進法をうけての支援対策部分を取りまとめておりまして、20何日ですかね、その素案を委員の皆さん方に公表いたしまして、その中でいろいろの位置付けをしていこうということでもあります。ですので、この無料化等につきましても、その中でどういう検討がなされるか、まだ素案部分、今まで検討した部分の中を私が精査しておりませんので、こういう部分に具体的に触れているかどうかはちょっと今ここでは申し上げられませんが、当然検討していかなければならない。この子育て支援といいますか少子化対策は、後程またいろいろお話が出てきますけれども、最大の政策課題だというふうに認識をいたしております。ただ今まで、合併あるいは震災、そしてまた塩沢町との合併等の中で、なかなか具体的な部分が打ち出せなかったわけですが、この次世代育成支援対策推進法をうけて、市としての基本的な少子化対策、そして子育て支援に、具体的に今度は取り組んでいこうということになりますので、またその節は、それぞれご意見をお寄せいただければ大変ありがたいと思います。

2 「コシヒカリ紙」製造事業委託について

「コシヒカリ紙」の関係であります。これは推進制度とは全く関係ありません。推進制度は推進制度として企業誘致を手がけていただけて成功していただいた方には、それなりの報奨金を支払うということでもあります。このコシヒカリ紙の製造事業委託、この目的でありますけれども、やっぱり地場産業を何か興していきたい。常に誘致ばかりではなくてですね。全国に誇れるとこまでいくかどうかは別にいたしまして、何とか内発型の企業・創業をとにかく誘発させたいという思いです。

それから、コシヒカリ紙という、「コシヒカリ」これは全国的なブランドでありますので、この名前を使っての売り込みといいますか、ブランド名をうまく利用したいという。

もうひとつは、これはいろいろ助言をいただいた方からの話ですし確かにそうだなと思ったんですけれども、中越地震の被災地からやっぱりチャレンジしているんだと、そういうことを南魚沼市として発信した方が、これはやはり全国に発信すれば、全国に非常に大きな反響が起きると、そういう思いであります。イメージアップにもつながるということであります。

これが事業が軌道に乗りますれば、やはり雇用の方が創出されますし、関連企業等も当然ここで進出誘致が期待できるという、そういう側面も持っております。

計画では初年度は大手製紙会社と連携を結びまして、機械漉きによる業務用の消耗紙、例えば便箋とか、メモ紙ですか、それから包装紙、これらに取り組んでみてはどうかという今、検討をしております。商品開発。事業主体は、これ販売元になりますけれども、しゃくなげ湖畔開発公社にさせていただきたいと。定款の中にこういう事業もやれるということが謳ってありましたので、そこに着目をしたわけでもあります。

そこに500万円の補助をいたします。公社はこの商品製造から一部販売までを、1回製

紙会社に委託をするわけです。業務委託。それで、どのくらい売れるかということではありますが、売ったり、人からも売ってもらったりして、それを収益として公社の方に入ってくる。それがある程度の額になってくれば今度は、公社の経営改善にも結びつく可能性がある、ということで期待をしております。いつまでも公社、公社ということではありませんけれども、それをある程度利用したそういう部分を地元有志に働きかけをして、その中でできれば製品化や販路開拓についても研究していきたいという思いであります。

そして国・県の補助制度も検討しております。今、国の補助のマーケティング事業、これに一応要望している所であります。まだ補助対象になるかならないかということは確定をいたしておりませんが、活用できるものは活用していきたいと。

それで次の年からです。今年はそういうことあります。18年度は今年度の売上をうまく活用してまた事業展開、同じような事業展開をしていこうということです。できれば、手漉き和紙を使った商品開発にも着手したいというふうに考えておりますが、これは具体的には、市外の和紙工房に委託をして、教育用の商品、書道の半紙だとか卒業証書とか、そういうものにまた利用してはどうかというような考え方も計画をしております。

うまく回転をいたしまして事業が軌道に乗った際には、市内に起業者による和紙工房ができれば、設置されればいいなあという、これは希望的観測でありますけれども、観光体験場としても利用ができればと。これは非常に希望的観測部分がたくさん入っておりますので、どうなるかはちょっとわかりませんが、それらをきちんとやっていければ非常に大きな産業のひとつになるのではないかと、そして南魚沼市のイメージアップにもつながりはしないかと、こういうことです。当然ですけれども、いずれは自立をしていただいてやっていきたいという考え方で今、取り組んでいるところであります。

常任委員会の際には、まだですねちょっと煮詰まっていなかったものですから、確かに常任委員会の席上では説明はなかったですね。予算査定直前になっての、今まで話はしてきたわけですが、具体的に金額的にどうだというそういう部分がちょっと煮詰められなかったものですから、常任委員会の説明が遅れました事はお詫びを申し上げますが、よろしくお願いたします。

副議長 岡村雅夫君の再質問前に、すみませんが休憩をいたします。再開は11時10分。

(午前10時55分)

副議長 休憩前に引き続き本会議を再開をいたします。

(午前11時10分)

副議長 一般質問を続行いたします。

岡村雅夫君 1 合併で市民生活はどう変わる

再質問を行います。最初に乳児医療費について、今、計画がこれから練られるという段階だということをお聞きいたしました。私は、その中でどういう議論が行われるものやら、ではなく、やはりその素案に市長の姿勢が反映されなければならないというふうに私は思いま

す。そうした中で今の時勢からいたしまして、あるいは市民の子育て世代の状況からいたしまして、この乳児医療費、乳幼児の医療費を無料化することはやっぱり喫緊の問題ではないかなというふうに私は考えております。

特に今ほど・・・一部負担があります。そしてまた所得制限等もあるように聞いておるわけでありまして、私はそういった試算をされまして、本当に安心して、あるいはまた行政としても支援できる態勢を構築していただきたいなというふうに思います。

次に、保育料についてであります。保育料については、実際に私のところに保育料は大和にならうということであって、要するに大和の人は変わらないという認識があるわけですね。変わらないという人が、なぜ上がったのかということで、広報等読んでいる方だと思っておりますが、そうして私のところに話がありました。私はやはり、今、市長が、どの程度の額であるかもわからないようなことが、本当に協議されたのか、すり合わせの中で。そうではなくて、今の段階で、要するに合併した直後の、じゃあどうしようかという中で六日町を取り入れたと、六日町の例を取り上げたというふうに私はとらえます。我々が説明を受けている協議の段階での説明ではなかったわけでありまして、そのわずかばかりということでありまして、多分こういう人達は、大体事業所であります。要するに所得税の申告、確定申告等の申告者が誰であるかということで、家庭内事業の方はそういった、他と比べてのバランスということになればですが、それが今の税制でありますので、それを大和町は加味した部分があったということをややはり一目置いていただきたいと。ですから、これについては私は、見直しがきくのではないかなと。そして6月の保育料確定の段階までにやはり結論を出していただきたいというふうに思います。

次に、国保税の問題でありますけれども、国保税について、先程の説明でいくと、私は調定額でお話したわけでありまして、そうした中で大和町は5,000円～6,000円上がると。六日町の方は7,000円ほど下がると。2,000円ですか。その事ではありますが、私は、大和町の方々は大変な負担になるなというふうに思います。去年下げましたので。それを今年もうまた上げるんですからね。そうした中で私は徴収事務がなかなか大変だということで滞納者がいるという、非常に増えてきているという報告を聞いているわけでありまして、この滞納者を、督促を強化してとかという話をしますけれども、私はそういう中でひとつ提案をしたいのが、その滞納者というのは、やむなく滞納せざるをえない人という位置付けを私はしていただきたいと。そうする事によって相談業務、内容が変わってきます。果たしてこの人はこれでどうやって食べているんだろうなと。あるいはどうやって保育料を

ああなるほど納められないわけだなと、あるいは国保税滞納になるわけだな、ということまでの相談業務をしているのかどうか。聞くところによれば、何とか分割でもとか、何しる意思だけ表明していただきたいとか、そういった部分で逃げる部分もあるやに聞いておりますけれども、私はそうではなくて、その家計に入って相談をうけ、そして各種制度等もありますよと、あるいは申告の方法が違ってきますよとか、この人扶養が落ちてきますよとか。そういった関係でいろいろな納税の仕方とか、あるいはそういった保護、あるいは就学

援助とか、そういったいろいろの多方面にわたって家計からは出費があるわけでありまして、そういった部分からやはり相談業務にきちっとのることが私は必要であると思います。

そうした中でひとつ例を申し上げますけれども、担当の方にもやっておきましたけれども、国保税、この規定の中に減免基準というのがあります。減免規定ですかね。これは条例ではありませんが、市長が決めるんですね。多分わが市にも市長が判断をする部分というのがあると思うのですが。そうした中で、大きな都市でありますけれども神奈川県平塚市では、生活保護法の規定による最低生活保護基準というのがあるそうです。その100分の120、要するに2割増ですよ、それ以下の方を対象としてその所得割、資産割の、国保税ですが、5割、6割、7割の軽減規定を設けていると。減免規定を設けていると。こういう市があります。その市では資格証の発行がないそうであります。要するに滞納者 今、介護保険の規定で1年間滞納すると保険証を渡さないと、正規の保険証を渡さないと法律になっておりますけれども、それらを減免すると。減免規定を設けて救っているがためだというふうにある人はいておりますけれども、非常によその市の模範となっている部分があるそうであります。そういう点で、多分我が市の規定は突発的に災害を受けたとか、倒産をしたとかというような、一時的な所得の変化だけを救う規定ではないかなというふうに思いますが、その点について市長が減免規定を設けることによって相談業務をいろいろやった中で、やはりこういったところには減免が必要だなと。そして正規の保険証を発給して安心して医療にかかっていただけ。そして病気のないようにして、そして再生をしていただきたいと、こういった考え方が必要ではないかなというふうに私は思いますが、所見を伺います。

次に、その平塚市の例でもうひとつ。家計がひっ迫する原因の中に、今、言われておりますけれども、生計関係費という、要するに最低生活保護基準の中に、今皆さんが大変になっている住宅ローンの返済とか、あるいは借金の返済、いろいろの被害にあって整理している方々とかいますが、そういった部分も要するに家計費としてみてその減免基準に該当させるというような、こういった至れり尽くせりの部分もあるそうです。要するに景気のいい時代に計画した事が破たんした場合、それも見てみぬふりをして徴税をするという姿勢から、一歩踏み出した姿勢ではないかなというふうに、私感じましたので紹介いたします。

2 「コシヒカリ紙」製造事業委託について

次にコシヒカリ紙の問題であります。これについては、詳しい計画書というのはこの場で示す事は今無理だとは思いますが、今ほどの市長の答弁で察するところでは、要するに大手製紙会社に委託をするんだと。直接ではなくて、しゃくなげ公社を経由してということになります。そうすると、この事業というのは誰が立案し、そしてどういった投資をし、その成果を期待して市として500万円補助すると、こういったくだけなければならぬと思うんですね。そうしないと ちょっと申し訳ないですが関係者もいるようでありますけれども しゃくなげ公社管理運営費という形で、今予算で1,140万円出て

おります。そして新たな予算として新産業創出支援事業ということでありましょか、それで今回の500万円だと思ふんですけれども。このしゃくなげ公社自体が、こういった建物の維持管理とか人件費とかいろいろいただいてその事業をしている。その中で立案されて、要するに開発できる条項がありますけれども、その中で計画されてきたのであるならば、私はかなり、なんといいますか本気といつては申し訳ありませんが、そういった形で前進するのかなというような感覚を持ったんです。けれども今の答弁でいきますと、そっくり委託というような形であります。そして聞くところによりますと、本年度限り500万円という話も課長から聴取しておりますけれども、そのへんの経過がなかなかわかりません。ぜひその点をどういった計画なのか、500万円の根拠をひとつお聞きいたしたいと思います。

さらに私は、この「企業立地推進員事業」とリンクするかしらないかと申し上げましたが、リンクしないと、それはそれと別の問題だと言いながら、企業の誘致、あるいはそういった形が可能かというような事業計画もさっき言われました。私はそうしますとこの事業で、もしそれに該当させるとしたならば、というふうを考えてみたわけであります。主体はしゃくなげ公社であると。そしてしゃくなげ公社がその委託をして成功したと、そしてそれに関連した企業を誘致しようということであると、この制度に合適するかどうか、ひとつお聞きいたしたいと思います。

私は、先程示しましたこの中にもありますけれども、第3セクターで事業展開というのは確かに、先程市長も申されましたが、国の補助制度等も受け入れやすいものであります。ただ、3セクで事業展開する段階で1番困る、大変なのが、その3セクなり公社なりが大変になった時がどういうことになるのか。ということが1番問題であります。そういう点からしまして、このしゃくなげ公社の管理運営費の中の内容をみますと、かなりの支援を受けている公社であるなというような感じがいたします。この会社が独自に自立できて、まあまあ3セクの要素がありますので、ぼろ儲けはできないといいながらも、維持管理等をしっかりとやっていけるような将来的な計画が示せるのか。その辺をひとつお聞きいたします。以上です。

市長 1 合併で市民生活はどう変わる

最初にこの保育料の件であります。最初の答弁で申し上げましたように、全体としては270万円の軽減になっているわけです。ただその中で階層がそれぞれありますので、上がる人もあれば下がる人も、これはどうしたっていたしかたないということであります。全部下げるといふから、上がる部分に該当した人も下げるのかなんていう、そういうことはできませんので、それは岡村さんにご相談なされた方がどういう方であるかわかりませんが、もしそういうことで不明な点があれば、保育課の方にご相談に行ってくださいと思います。上がる面もあれば下がる面もある、全体としては軽減をしている。これはどうしようもない事ありますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

もうひとつは、この乳幼児の医療の件であります。これは、今、次世代育成 これは私が諮問をして答申をいただく事になっていきますので、私がどうしろこうしろという事ではない。ですので私の意見が最初からここへどんどんと入っていくという事ではありませんが、

一応今の答申の予定といたしましては、平成21年度を目標にして、乳児医療費助成は満1歳当月までの入院及び通院医療費の一部助成を実施しよう。幼児の助成は1歳の翌月から5歳当月まで入院及び通院医療費を助成しよう。5歳の翌月から6歳当月　これは当然学校へ入るまでという事だと思うんですね　入院医療費の一部助成の実施をしていこうと。これは21年度目標で、そういうふうに答申内容が出てくる予定でありますので、それらをまた精査しながら、より良い制度を目指していきたいというふうに考えております。

国保税の滞納者への取り扱いだそうであります。これは間違いなく、相談に丁寧に応じて、剥いてもはいでも取っていくなんていうそういう事はいたしておりません。現に私のところにも、これは六日町の町長時代ですけれども、ご相談があつていろいろ相談に応じながら、その方が本当に適正に、なんといいですか、納めていける方法を考えたりですね。完全にもう無理だと思えばそれは当然減免します。きちんと会えばですね。ですから市長の判断でという部分を生かしながら、本当にどうしても生活困窮で、生活ができない、国保税も払えないというそういう皆さんには、ちゃんとした対応を取りますので、けして相談の際に、六日町側はばかげに剥いてはいで取っていった、なんていう話が出ているということになれば、非常に遺憾であります。そういうことはありません。ありませんのでひとつご理解をいただきたいと思ひます。

借金等の返済まで考慮するということになると、これはちょっとそういう場合はもう自己破産かなんかしていただいて、これを全部考慮しろなんていわれればですね、全く野放図でありますから、それはちょっと考えようだと。ただ事情によってですね、状況によって変わる部分もあるかもわかりません。具体的にそういう例は私はまだ存じておりませんのでわかりませんが、何市でしたか、大変に至れり尽くせりの事をやっていますけれども、本当にそういうことでいいのかという気は、私はします。やっぱりきちんと努力した人が報われるという社会を築き上げていかないと、遊んで借金してそれで駄目なのだから税金も国庫補助もいらぬですよ、という話はやっぱりちょっと私はのっていけないというふうに考えております。

2 「コシヒカリ紙」製造事業委託について

コシヒカリ紙の方ですが、これはですね誰が企画立案したということ。これは企画立案は私どもの商工観光課と、それから横浜に(株)飾一という会社がございます。これは大月の、タケジロウさんで生産している、しめ飾りを全部一手に引き受けて販売している会社でありますし、そればかりではなくていろいろ多方面に事業を展開している、岩宮さんという女性の社長であります。この方が非常にこの南魚沼市に、なんといいですか、興味を持っていただいて、全部今までの相談とかですね、そういうことについては全く費用等もお支払いしておりませんし、これからもそういうつもりは全くありません。私の持てる宣伝能力とかですね人脈、それらはすべて駆使をして事業に協力しますから、とにかくこの事業を立ち上げましょう、とこういふことです。市がなかなかこういふことをやれぬので、それでは民間のどなたかにお願いをするかということだったんですけれども、なかなかやはりこれも、す

ぐにじゃあ私がやるという方も見えられませんし、ひとつは「稲茶」で、大変な失敗をしておりますので、そういう方、いわゆる個人的なそういう部分にお願いをして、設備投資したけれども駄目だったなんていうことになりますと、これはまた大変な問題ですので、今回はこれは設備投資は全くいりません。要は500万円で、藁を入れた紙を製品化したものをこちらで一応買い取って、今度はこちらで販売するということですので、そういうリスクはないわけでありまして。リスクとすれば500万円投資したのがどのくらい売れるか。500万円が取り返せるか返せないかというそのリスクであります。これは何とか、私どもも一生懸命になったり、その(株)飾一さんのそういう部分を相当利用させていただいたりしながら、何とかそれは達成していきたい。そして、そのお金が入ればまたそれは翌年に使用されるということです。そして、少しずつ利益があがれるような方法を考えていく。議員の皆さんにも、名刺とかそういうのは一生懸命そのコシヒカリ紙で作ってもらったり、便箋も買ってもらったり、ひとつお願いしたいと思っておりますけれども、それは後の話であります。

公社。500万円の根拠は特にございません。500万円ぐらいが適当だろうと、いうことであります。公社になぜということでありましてけれども、これはやはりやれる事業体が他になかなか急に見当たらなかったということ。それでしかも、すぐに民間というわけにもなかなかない。そういう中で公社の定款にそういう部分が載っておりましたので、今回は公社を利用させていただいて、しゃくなげ公社も今おっしゃったように1,000万円以上の市の補助金といえますか、それが出ておりますので、委託金ですか、そういう部分を少しでもこの事業によって軽減されるような方向が見えれば、これは本当にありがたい事で、そういう思いでやってきたところであります。以上であります。

岡村雅夫君 1 合併で市民生活はどう変わる

再々質問を行います。乳児医療費については、今ほど説明がありましたが、私は先程、前でもお話ししましたが、大和町は就学前までということのを計画しておりました。そして町長も公言していたわけでありまして。そうした中で、今の答申で行きますと、答申が出るだろうという中での平成21年ですか、21年までの計画ということですが、そうではなくて私は、これは早くこの時世であるので取り組んでいただきたいと。そしてそうすることによって、自治体に取り組む事によって、一切やらなかったというその県が事業化してきているんです。そして他県でも事業化してきているわけです。そうすることによって国も動かし、そして県が軽くなる、それで市町村も負担が軽くなると。こういうやはりちょっとこれは逆の方向で進化してきた制度であります。それをひとつ頭において私は提言していただきたいなというふうに思いますので、ぜひ今後の検討を期待するところであります。

次に、保育料についてですが、私は、その広報を見て、何でこうなるんだというやっぱ疑問は残ると思うんですね。そして担当に聞きますと、ごくごくわずかの方々だそうです。そうした人達がそういった疑問を持たなければならないということ自体、また六日町自体でもなぜこうなったのかというようなことで、この合併に絡まない段階でもそういったことがあった由は聞いております。上がる人もいる、下がる人もいるという、今の市長の見解は、

その人の所得階層が上がったか下がったかというのが一般的な考え方であります。それは事業家であれば事業所得が、要するに自分の所得が増えた、あるいは勤め人であれば給料が増えた、そういうことによって上がったり下がったり 要するに階層が上がればあがるんですよ。同じ関係であるとするならば、こういったささいな所でなぜそういうふうに変更しなければならなかったかということをお私是指摘しているのであって、私に言った人のためにするべきではないかとか、そういう問題ではないんです。実際「大和町にあわせる」と言っていることがそういうことでありますので、その面でひとつ検討する必要があるのではないかということであります。

次に、国保の問題は、非常に認識・・・要するに、私は減免規定というものが、これが相談業務なりあるいは本当に大変だという訴えがない限りは、今、市長はとらえることができないと思うんですね。そこまで相談業務に徴収する方々、徴収員の方、あるいは係の担当の方が察知して市長にこういう事例を認めていただけますかと、要するに減免をお願いできますかということであればいいのですが。私はこの減免規定というのは私、備えておいて公開すべきであるという立場でお話しているわけであります。要するに、今、納税の時期でありますので、申告の時期でありますので、皆さんは本当に所得が減ってきているとか、あれもこれも国の控除が、制度がなくなってくるなど、いうことで非常に大変な時代を迎えようとしております。そうした中で、この生活を守るためには、この生活保護基準、その申請なんていうことは、要するに財産があったら融資はまたできないわけでありますので、そういうものを売り払って破産してから来いなどという話では、やはり私は、それは最後の最後の問題であって、その前段でやはりそういった保護基準の2割増、120パーセント以下の方には、こういった制度もありますよ、ということを示す事がやはりよりどころとなったり、相談をしたりできる部分ではないかなというふうに思います。ですのでそういった減免規定というものも、これから研究をしていくべきではないかなというふうに思いますが、所見を伺います。

それで、生計関係費の中に住宅ローンの返済とか借金の返済があるという話を、遊んで借金してなったのを、何でこんなことしなければならぬ、というような発言であります。私は住宅ローンの例をあげて話をしましたけれども。あるいは借金の問題であれば給与の問題です。どんどんどんどん下がってくる給料。それからローンにしてみれば先程申し上げましたけれども、予定していた返済ができなくなった。そういう人は競売にかけて持って行ってもらえばいいじゃないかと。自分はアパートに住めばいいじゃないかと。そういう感覚で、私はものをとるべきじゃないというふうに思います。やはりそれも社会的原因があるんだと、いうことをやはり末端自治体である、その市長はやはりそういうところを考慮できるような、やはり幅を持つべきであるというふうに私は考えますので、所見を伺っておきます。以上であります。

市長 1 合併で市民生活はどう変わる

医療費助成につきましては、これは医療費ばかりではありませんけれども、保育料の問題

もありますが。特に保育料の話でしたか、これは事前に大和さんはこういう計画を立てたと、ただ協議でこうなったと。これはお互いが両町できちんと協議をした結果が今の制度でいこうと、そういうことになったわけです。ですのでなんといいですか、大和さんの考えていた事を全部潰したとかですね、そういう意味ではありません。そして、先程含めましたように、この次世代育成支援の中では、21年度を目標にしながらこういう施策をきちんと立てていった方がいいだろう、という答申をいただく予定になっております。それに基づいてまた、早くやれるものであればやりたいですし、そういうことは私がまた判断いたしますけれども、財政ともきちんとにらみ合わせながら、より良い方向を目指したいというふうに思っております。

この保育料の件も、19名でしたか(「13名」の声あり)13名、大和地域ではそういう方がいらっしゃるようですが、これも先程言いましたように、両町できちんと協議をした上での結果でありますので、いろいろご不満の点ございましたらどうぞ課の方へご相談に来ていただいて、納得いくまでご説明申し上げますので、ひとつそういう対応を取っていただければありがたいと。個々については私もわかりません。なぜこうなった、あんなったというのは、ちょっとわかりませんので、それらについては、これは両町で協議をした結果の数字でございます。下がった方もいらっしゃいますし、先程触れましたように、全体では270万円下がっているわけでありませぬ。

それから、第3子以降の、18歳未満の軽減。これでも1,080万円軽減しているわけありますから、全く合併前に話したことと何ら なんといいですか変わるといふか合併の約束は約束としてきちんと果たしているということは、ご理解をいただきたいと思っております。

この、国保税の件でありますけれども、滞納者の件で、例えば岡村さんが今おっしゃったような、いろいろの要因で、自分が怠けたとかそういう事ではなくてそういう自体に陥ったという方については、いつでも相談に応じていますので、先程触れました。相談に応じないなんてこともありません。ただ、やっぱりわがままや、義務的な部分を全く放棄した中で、これをすぐ借金したから下げろとかという、そういうことにはなりえない、というちょっと乱暴な言い方でしたけれどもそういう意味であります。研究はいろいろします。研究はいろいろしますが、基本はやっぱり、公平・公正であります。そして先程触れましたように、本当に努力している方が、努力しているのが馬鹿をみたということのないような社会は、きちんと築き上げていきたい、とそういうことであります。そこを基本において、減免等も考えていかなきゃならないということでもありますので、またよろしく願い申し上げます。

県は、この乳幼児の医療無料化の助成につきましては、まだはっきりしませんけれども、予算編成前の話では、これを財務省がここに目をつけまして、当然、保険でまかなっているわけで、その負担分を、また、県が補助したりですね、そうであればそれは交付税から、いわゆる減額する事も考えなくてはならないという発言をしております。今の予算案の中でどうなっているかわかりませんが、そういうことを受けて、県はこれをもう医療の無料

化はやめていたのではなかったか、どうだったか。非常に厳しい状況なんです。ですので、それはそれとして、私どもはこういう方向でやっていこうということで。県が確かにそれをやった事は事実であります、今また制度の見直しを迫られているということは、またそれもまた事実でありますので、ご理解いただきたい。以上であります。

副議長 質問順位4番、議席番号39番・関 佐市君。

関 佐市君 美術館の運営方針は

地域にある美術館、資料館等の今後の行方についてお伺いをしたいと思います。まずは、私の近くにあるトミオカホワイト美術館であります、開館以来今年で15周年を迎えたわけです。その間に、基本的にはトミオカ財団というのが一応あって、これが動かしているわけです。できた当時、ふるさと創生資金、いわゆる町から3,000万円、あと諸々があって1億5,000万円ばかりの財団等が出して設立して本日に至るわけです。中のいわゆる富岡惣一郎氏が描いた絵は、440点からあって、一切があそこに収納されておるわけです。かつて富岡氏が外国から有名になって、カナダ、アメリカ、特にアメリカ、それからヨーロッパでは有名になって、こんな画家がいたのかというので、よって地域の人には上越のわけですけれども 作る当時なんでこんな変な田舎へ世界の画家の美術館ができるのかという話でございました。それで私もそうかというので見に行ったら、何だかわけのわからない変な色を塗ったようなのがぐしゃぐしゃと描いてある、これは何の絵だと言ったら、そうしたら怒られて、春の空気を描いたんだと。「雪国の春の空気を描いた」「はあ、なんてまあ」。出が抽象画家でありましたので、なかなかこれがわからなくて、「それでは」というので私、毎週ぐらい行ってみました、眺めました。そしてまあいくらか、解説ができるようなものを、あるいは本が出版されてそれからいろいろ出たわけですけれども。いわゆる雪国文化の創造、雪をテーマにした世界中のやっぱり白の世界、白と黒の世界と、こういうことであるのですが、なかなか地域の人達に即これは素晴らしい絵だというのが、じわっと伝わってこない難しい点があるのですが。

それでこの地域も雪文化ということで、3美術館・博物館が、鈴木牧之記念館、及び十日町の博物館、これが基本的には雪国の、縄文土器から始まって牧之の雪の世界、これが3館でやってきたわけです。では収支的にはどうかということになると、かれこれみる中で人数その他影響は、トミオカが1番であります。けれどもやっぱり、現時点では美術館は冬の時代でありまして、どこの美術館でもそろばんが合うという所はまずないだろう。かつて美術品がもてはやされたものがわずか10年足らずで崩れてしまって、なかなか人が心の安らぎ、癒しを求めて、眺めて感動していくというものが今失われている。このためにも、やっぱりちゃんとしたそういうものがいかに継続されるかということが大事だ。

そういう中で富岡氏が一切、当時六日町である市へ寄贈されたわけです。財産的にはこれは市のものです。それで継続維持するにはやっぱり市が中心になった運営をしてもらわなければならないということになる。なかなか採算の合わないという人がかつては3万人、それが今1万人をやや割る時代であります。一番維持運営して、人件費もさること

ながら、やっぱり建物であれ美術品であるという空調が24時間、1年間全然休みなく動いていなければならない、というのが基本的にあるわけであります。ちゃんと今どこが運営管理するか。かつて財団が言うように人がいろいろと変わってまいります。経済活動もいろいろ変わった中で、なかなか奇特な方々が去っていく。というのが実情でありますので、この問題をきちんと基本的に、土地の問題から始まって、ちゃんとした方向に持っていかせてもらいたい。

あるいは、やっぱりどこでも、池田美術館、今泉博物館、そして牧之記念館、六日町にも駅前ギャラリー、いろいろそういうものがあるわけでありますけれども、この中で全体とした管理運営方針がどこまで市が関わっているか。どうもそういうことをしなければならない時代だと思われまます。それをお聞きいたしたい。こう思うところであります。

そして、市の歴史文化を、今、各地で町史編さん事業というのがやっておられまして、ほぼもうすぐ完成するわけです。そうするとここへひとつの歴史の流れを、ある程度子供の教育的にもどこへ行ってもわかる、流れがわかる、こういうところへこういうものがあるというふうなものから、昔から現代に至るまで、どのように我々がこの地域に住んできたか、築いてきたか。これがわかるような、資料館・歴史館がやっぱり欲しいのであります。少しずつは、土器文化のものが、今泉にもありますし、六日町の市民文化会館の中にも少しはあります。けれどもやっぱり当時のものが統一してこんなふうにあるのだという、子供の教育にも役に立つような流れをきちんと作ってやること。今急務だろうと思うわけでありまますので、ぜひともどこかを利用して、今、美術館も何かを寄せられるものは寄せてでもそういうふうにした方がいいのか、と思っております。如何でございますか。以上でございます。

副議長 関 佐市君の市長の答弁は午後にさせていただきます、昼食のため休憩をいたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時55分)

副議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

関 佐市君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 美術館の運営方針は

関議員の質問にお答えいたします。トミオカホワイトの建設経過については議員おっしゃったとおりでありまして、この1番、2番、まとめてお答えをいたしますが、池田記念館とトミオカホワイト、これは当然関連があるということでありまますので、この年度、17年度早々に関係者会議を開催して、まだ他にも類似施設等もありますので、この運営のありかたについてきちんとした方針を定めたいということでありまます。どういうふうにお互い利用し合えばよくなるのか、その辺も含めて検討させていただきたい。それから六日町ギャラリーにつきましては、これも観光協会と協議を進めて、観光的な面を考慮した運営のあり方についても検討を進めていきたいと。

いずれにしろ、このトミオカホワイトと池田記念館、これはこの後のまた塩沢との合併も含めまして、おっしゃったように今泉博物館、そして鈴木牧之記念館、これは合併協議の項目にもあがっておりますので、それらも含めた管理、形態の一本化に向けてこれから検討を進めるといふところであります。将来的に今のその何て言いますか財団運営でいいのか、市が運営していかなければならないのか、そのへんも含めながら一番いい方法を模索していきたいというふうに考えております。

歴史資料館の設置、これにつきましては、今、町史編纂が一応平成23年までということになっております。ただ、これは六日町の関係であります。前にも何かの折にも話しましたが、大和町の歴史、町史編纂も上、中まででき上がっておりますけれど、下巻はまだ未完ということでもあります。これも含めて町史編纂といえますか、旧両町の編纂を進めていきたいと。ですので23年の大和町の方まで仕上がるかどうかちょっとわかりませんが、一応両方合わせながら進めていければというふうに考えております。その後その歴史資料館的なことについては考えなきゃありませんが、単独ではちょっと、その歴史資料館だけを単独で建設するという事はなかなか難しい。今新市建設計画のなかで一応予定を入れております図書館といえますか情報館、これらも含めて、あるいは先ほど申し上げましたそれぞれの施設の運営形態を見直すなかで、例えばどこかの施設の中にその部分を入れるとかですね、そういう方法を考えながら必要なものだと思っておりますので、何らかの形で歴史資料館的な部分は整備をしていきたいと、いうふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

副 議 長 質問順位5番、議席番号14番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 1 教育委員会の基本姿勢を問う

通告にしたがいまして2点ほど質問させていただきます。まず1点目は教育委員会の基本姿勢を問うというようなことでお聞きをいたします。今、教育をとりまく環境というのは、非常に厳しいというか、変化が激しい時期であろうというふうに思っております。ひとつは大阪府寝屋川市で起きた卒業生による教師殺傷事件、それらを継起とした学校の安全問題であります。そして2点目は中山文部科学相のゆとり教育を柱とする現行の学習指導要領の見直し発言であります。そして3つ目は今の小泉内閣の三位一体改革のなかで議論をされている義務教育国庫負担金の見直しであります。これは財政的な見直しだけでなくやはり教育の、今まで国、県、町という流れのなかで教育の分権化の流れであろうと、私は考えているわけであります。

こうした幾つかの環境変化のなかで、南魚沼市の教育委員会として子供たちの教育をどう考えているのか、その基本的な部分をまず最初にお聞きをいたします。併せて2点ほど具体的な部分ということでお聞きをいたします。7日の日に各管内の中学校で卒業式がありました。私も城内中学校に参加をさせていただきましたけども、本当にいい卒業式であったろうというふうに思っています。教育委員会からは教育長が、そして市長代理としては総務課長が出席をいただいて、教育委員会告辞、そして市長の祝辞と、ということで、内容も私はよかったというふうに感じているわけであります。しかし、しかしでありますけども、今度25

日の日に管内の小学校で卒業式があるわけでありまして、ここには聞くところによると教育委員会もそして市長の出席もないということでありまして。確かに数が多くて出席できないという部分もあるかも知れませんが、やはり私は教育委員会あるいは市の代表がそこに出て子供たちに祝辞を述べたり、そして、君たちにこれからの市は託されているんだ、というようなやはり激励の言葉というのは私は必要だろうというふうに思っているわけですが、なぜ出席しないのか、その部分をお聞きをいたします。

もう1点はここに書いてありますけれども、南魚沼市立小学校・中学校管理運営に関する規則というのがあります。この第6条に小学校・中学校の休業日というのが書かれております。夏休みは7月の25日から8月の31日まで。冬休みは12月24日から翌年の1月7日までと。あるいは学年末休業日、学年始め休業日が決められているわけでありまして。この現在の週5日制になってから、平成14年からなったわけですがけれども、授業の日数は200日です。後の160何日かは小学校・中学校は休みということでありまして。私はこの第6条の学管則を変えて、休業日を、夏休み特に冬休み、この2つを短くして多様な学校生活を作る時期ではないかというふうに思っております。週5日制になったことにより、20日くらい減りました。更に成人式、海の日、敬老の日、体育の日これらはハッピーマンデーといって3連休によって更に授業日が削られてきております。

当然削られたなかで学校は授業をやり、そしていろんな行事をこなしていかなければならないわけですが、第一はやはり授業であります。どうしても行事にその皺寄せがきてしまいます。しかし私は学校というものは授業と、あるいは特に中学の場合には部活と、そしていろんな行事が組み合わされて、多様な学校生活ができるものだというふうに思っておりますので、こうした休業日を短縮をすることによって、やはり多様な学校生活を私は作っていくべきであろうというふうに感じているところであります。教育長のお考えをお聞きいたします。

2 小児科医確保にあらゆる手段を

2点目は小児科医の確保にあらゆる手段をとういうことで、お聞きをいたします。平成15年9月に開業助産師の会というのがありまして、その代表の飯塚さんはじめ助産師の方々が、県立六日町病院に小児科がなくなるというようなことで、常勤医2名を配置することを求める請願を県にあげました。その請願をあげるについて、署名をとりました。9,069名の署名を添えて市長も そのときは町長でありましたけれども、一緒に県に行って、何としても小児科の医師を常勤させていただきたい、ということをお願いをしたのが1年半であります。それから1年半経過したわけですが、この小児科医療についてはやはり改善をされていません。ますます悪化の状況であります。今現在六日町病院には小出病院から、派遣をされているというか、そういうかたちで2名の方がみえられていると思いますし、そして大和町ではつい最近小児科医が休職をされたということでありまして。また産科についても大和病院にはありませんし、また六日町病院でも正常な分娩の場合は六日町で受けられますけれども、そうでない場合にはやはり小出病院、あるいは長岡へというような状況が今続いてい

るわけでありませう。

そうしたなかで、ようやく県も医師の確保に取り組んできたわけでありませうけども、今年度の事業として「医師養成修学資金貸与事業」これには11の市町村が名乗りをあげているそうでありませうし、あるいは「医師確保促進支援事業」も取り組んでいるということでありませう。こうした事業が即医師の確保あるいは小児科医の確保に繋がるということはないと思ひませうけども、このこうした現状を踏まえたなかで、市長としてこの小児科医確保にどのように取り組んでいこうとされているのかお聞きをいたします。以上2点、お聞きをいたします。

市長 1 教育委員会の基本姿勢を問う

笠原議員の質問にお答えをいたします。1番目の教育委員会の部分につきましては、後ほど教育長に答弁をさせませうので、よろしくお聞きをいたします。

2 小児科医確保にあらゆる手段を

2番目の小児科医確保の件でありませうが、ご指摘のように今県立六日町病院、ゆきぐに大和病院では常勤の小児科医が不在となりました。本当にお子さんをお持ちのご家族の皆さんには、大変なご迷惑をおかけしておりますが、本当に私どもも一生懸命やっておりますけども、なかなか現状が打開できないというところでありませう。

現在六日町病院では月曜から金曜までの午前、それから大和病院では火曜日と土曜日の午前に、小出病院、新潟大学等からの医師が勤務しております、外来診療は行っております。その一方で今ご指摘いただきましたように常勤医が不在でありますので、休日や夜間の体勢が組めないというのが実態でございます。背景は議員ご承知だと思ひませうけれども、あらためましてここで申し上げますが、小児科医師、産科医師は少子化の影響を受けて絶対数がまず不足をしているということでありませう。したがって全国的にも小児科の医師不足が顕著。これは新聞紙上等でもそれぞれ大きな問題になっているところでありませう。一方で昨年4月にスタートいたしました臨床研修制度。これは医師の国家試験合格後に2年間で基本的診療能力が習得できるよう、内科、外科、産科、小児科、地域医療等の研修が義務付けられたものでありまして、このことから平成16年、そして17年度は多くの病院に新たな医師が配属されないという制度改革の問題もあるわけでありませう。特に地方の病院ではこの影響をまともに受けて、どこも深刻な医師不足という状態を招いております。

これは本当に大変なことでありまして、少子化対策、子育て支援、このことに一番直結している部分でありますので、本当に最重要課題として取り組むことは取り組んできてございませうし、またこれからも取り組んでいかなければならないと思ひしております。具体的には私も就任以来、新潟大学、富山医科薬科大学、群馬大学、自治医科大学、聖マリアンナ大学、北里大学、これらを訪問してそれぞれ要請を行ってきたところでありませう。特に新潟大学に行った際には内山教授からはこの体勢を立て直すにはやっぱり最低3年かかる、3年から5年かかります。その研修医制度の問題とそれから医師不足という、絶対数が不足しているということでありまして、新潟大学とはもう本当に困惑をしている状態でありませうが、なんとか

何のかたちでもいいですので、とにかく小児科医、あるいは産科医を確保したいという思いで、今それぞれ廻っているわけであります。

それから医事新報等専門誌の募集の掲載であります。それから関係者の紹介による個別のアプローチ。全国自治体病院協議会が4月1日から設置を予定しております「自治体病院・診療所医師求人求職支援センター」これは求人情報と求職登録情報に基づいて支援センターが紹介・斡旋を行うということでありますけどもこれへの登録。今ご指摘がありましたように県が行う「医師確保支援促進事業」への参加。これら使える手は全て使って対応してまいりますが、現状は非常に厳しいということは事実であります。個別の、例えば定年退職をされたような医師であっても、そのへんまで対象をずっと拡大しまして、臨時的であってもとにかく確保したいという思いで、それぞれの関係機関、あるいは個人等をお願いをして廻っているわけでありますし、またご承知のように、秋山前町長さんからも大和病院の医師のそういうことの専門的な顧問として、相当今動いていただいております。なかなか結果が現れてきませんが、整形外科がおかげさまで2名確保できたという、そういう成果はひとつありましたけれども、また反対には内科医が自治医大に引き上げられるという、そういうまた問題も発生しております、本当に悩んでいるところでありますが、とにかく一生懸命お願いをして、探してくるということをも自分にも言い聞かせながら活動してまいりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。では1番目の答弁の方は教育長から答弁させます。

教育長 今議会におきましては、多くの議員の皆さんから教育に関する質問をいただきました。あらためてこの市議会の教育に関する関心の高さというものに心から敬意を表するものであります。大いに議論をいただきながら、共に市の子供たちの未来をつくっていききたいと、このように念願をするものであります。

1 教育委員会の基本姿勢を問う

さてお尋ねの教育委員会の基本姿勢ということでありますが、主に学校教育に関してだと思いましたので、まず学校の現状について私の認識を若干申し上げさせていただきたいと思ひます。今学校現場は極めて多忙であります。その原因についての議論は別にさせていただくとしまして、教育関係の冊子に載りましたひとつの声を、これはこの我が市の人間ということではありませんけども、紹介させていただきます。「教育現場は今何よりもゆとりある学校を求めているんだ」ということであります。「昼休みに子供たちと遊ぶ時間がない。子供と夢を語り合う時間がない。教師仲間と子供や教育のことをじっくり話し合う機会が持てない。それが寂しい」と、こういうことであります。したがいまして、私どもといたしましては、まず学校がゆとりを持って子供に接することができる。教職員一人一人が、本来の夢と希望を持って子供たちに教育にあたることことができる。そういう環境を整えていく。そのために学校の活動を全面的に支援する。それが教育委員会だろうと、このように考えるところであります。

議員からもお話がありました、先日中学校の卒業式、まことに素晴らしいものでありまし

た。私はたいそう感激して帰ったところであります。学校の教育の仕方というものをまざまざと目にしたという思いであります。あらためて教育委員会の役割を、思いをあらたにしたところであります。所信表明にもありましたが、市長も申し上げております、学校が存分に力を発揮できるよう全面的に支援すると、これは市長の所信表明であります。私は教育委員会も全く同じだというふうに思うところであります。ただ教育委員会といたしましては、学校教育の目標を定めました。したがって各学校に努めていただく目標は示しました。あとは目標に向かって各学校が存分に力を発揮していただく。あとは信頼して任せるということだろうというふうに思っております。ただそうは申しましても、昨今起きておりますような学校を舞台にした悲惨な事件、あるいは登下校中の生徒に対するいろいろないたずら、犯罪等々を考えますと、そういう場面が想定される場合には、これは教育委員会が全面的に前面に出て、受けて立たなければならないだろうと、こういうふうに思うところであります。

教育委員会の基本姿勢といたしましては、今申し上げたことを基本にしてやってまいりたいと思っております。ただなぜそのように申し上げるかと申しますと、おそらく思いは議員と一緒に、共通だと思いますが、この地域の子供たちをよくしたい、それからこの地域の教育を、明日は今日よりも良いものにしたい、そういう思いからであります。この地域に赴任していただく先生が、あるいは一番新採用の段階で来ていただいた先生方が中堅になったときに、やはり南魚沼にもう一回行ってみたいと言ってもらえるような、そういう学校運営をぜひ実現したい、それを教育委員会としては全面的にバックアップしてまいりたいと、こういうところであります。教育委員会の姿勢に対してはそのようなところでご理解をいただきたいと思うところであります。

それから小学校の卒業式に出席できないということに関してであります。ご承知のように合併いたしましたのが1月1日であります。そして私どもが教育委員として就任しましたのが、12月25日であります。この段階では既に各学校の卒業式の予定は、全て決まっておったものであります。内容につきまして若干申し上げますと、六日町小学校だけが3月24日でありまして、他の12校は3月25日に計画されておりました。開始時刻も9時半が9校、9時40分が1校、10時半が2校、ということでありまして、掛け持ちもできません。そういうなかでありましたので、今年度に限りましては、今年度につきましては、各小学校には教育委員会からの励ましの言葉をお届けして、学校から披露していただく、ということで委員の出席を断念したというところであります。ただこれにつきまして、私としましても、後で考えてみますと、他の方法が全くなかったかと言われると、若干の反省がありますので、それも申し上げます。ひとつには教育委員会告辞ということで話が始まりましたものですから、委員は5人しかいない。それから委員会部局の課長も2人しかいないというふうなことで、まず数の計算をしてしまったということがひとつ反省しております。議員からもお話ありましたように、必ずしも教育委員が全校にまわらなくても、市長部局と手分けでまわるということも考えてもよかったのかな、ということでもあります。したがって、これにつきましてはもちろん学校の意向を最大限に尊重しなければならないと思っております。

すが、次年度以降、研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから夏休み・冬休みの短縮の件でございます。2月15日でしたか、中山文部科学大臣が中央教育審議会の議員の皆さんに対してあいさつのなかで、このことについても触れておられます。十分研究をして下さいという内容の発言でございました。私どももその結論には注目しておりますし、あるいは最初に申し上げましたように、こうやって授業日数を増やすことで学校の日常の運営にゆとりが発生してくるものであるとすれば、これはやはり学校と大いに議論してまいりたい、というふうに思っております。いずれにいたしましても、学校がゆとりを持って運営できる、そしてゆとりを持って子供たちの教育に専念できる、そういう状況を実現したい。そのことによって、この地域の子供たちの学力、体力、気力を向上させて新しい地域作りに貢献してまいりたいと、このように念願するところであります。

笠原喜一郎君 2 小児科医確保にあらゆる手段を

最初に小児科医確保の方から市長にお聞きをいたします。確かになかなか厳しい現実があるのかなというふうに思っているわけですが、この県の方で、今年新しい事業ということで「医師養成修学資金貸与事業」というのを始めたわけです。これも始めたからといってすぐ医者が、医師が育つかというとそうではなくて、やはり大体6年、7年、下手すると9年くらいかかるかというような書き方あるわけですが、これには11の市町村が参加を表明しているというような書き方があったわけですが、この南魚沼市はですね、そういう事業に申し込みをされているのかどうか。いつも医師の不足のなかでいろいろなところをお願いをしているという話とあとは基幹病院という部分の絡みが出て来るわけですが、やはりこの新しい事業、これは県も一生懸命やっけてきているわけです。そして民間の人材派遣会社を通してした場合の医師確保促進支援事業、これらもやはり県が今年度の事業のなかで取り入れた事業です。ですのでやはり私は積極的に活用したなかでやっていっていただきたいなと思っているわけですが、そのへんをお聞きをいたします。

それから教育のことですけれども、なかなか認識は一致しているのかなという部分もありますし、ちょっとそうかなという部分もあるわけですが、私は今までのですね、国、県、そして各市町村の教育委員会というひとつの方向とあとはそれを学校に流していけばいいという、そういう時代の教育委員会ではもう、私はなくなってくるだろうというふうに思っているんです。このひとつとして、先ほど言った学管則の見直しをして、夏休みを短縮して、そして多様な学校生活を作るという部分も、私はこの前、去年の夏くらいにですかね、一回質問したことあった。ときの教育長はそれは学校に任せることにした。任して、学校長の裁量でできるという言い方でした。確かにできるんですね。学管則に書いてありますから。休業日は学校長の判断でできます。しかし教育委員会として、やはりこの南魚沼市の学校教育をどうしていくかというその部分を私はやはりきちんと示していただきたいと。先ほどのなかでは学校長を含めて議論をしていくという話をされました。私はやはりこのこともきちんと議論をして、そして学校に任せるのではなくて、教育委員会としてきちんと方向を出していただきたいと思っています。

1 教育委員会の基本姿勢を問う

それから卒業式のことですけども、「今年度は」という話をしましたけども、私はやはりこの話が出たときに、じゃあ学校長はどういうふうな話をしたかと言ったら、それは何としてもやはり代理でもいいから出て下さいと、出していただきたいという話をしたというふうに聞いているんですね。そうじゃないですか。やっぱりですね、学校とすれば設置者である市も出ないと、市の代表も出ないと、あるいは教育委員会も出ないと、そしてあとは側面から応援するんだと。いうことでなくて、やはりそれは小学校であっても、そこにやはり市の代表あるいは、どちらかと言えば教育委員会、そのどちらでもいいですよ。やはり出て行って、お祝いを申し、そして設置者としての責任を私は果たすべきだろうというふうに思っています。決して来年からということではなくですね、まだ24日、25日ということになれば、あと2週間あるわけですから、私はそういう姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思いますけど、そこだけお聞きをいたします。

市長 2 小児科医確保にあらゆる手段を

この医師の県の何て言いますか、お金を融資して医師を育てていくというその部分であります。これは実は紹介があった際には大和病院にまだ小児科医がおったわけでありまして、それでお断りをしたと、今回はですね。今11自治体が申し込んでおりますが、このうち該当するのが3でありまして、ですから後の8自治体は確実に漏れると言いますか、そういうことです。18年度からはこういう事態になりましたので、またそこに参加をさせていただいて、医師の要請に努めて、私たちの地域にやはり小児科医なり、そういうお医者さんをまわしていただくような手配をしていただくように、18年度から参加をさせていただくということでありまして。ちょっとこう、その募集の際にはおったんですけども、その後小児科医の方が1年間の休暇をとられまして、今外国に行って研修をしているというところであります。そういう事態になっているので、ちょっとこう誤差と言いますかね、時期的な誤びょうが生じたので、それはひとつご理解をいただきたいと思えます。

学校の方でこのあと教育委員会の件は答弁を教育委員会でいたしますが、小学校は今度また塩沢が加わると7校増えるんです。23校くらいになるのかな、20校近くになるんですね。これはちょっと考えなきゃなりません。どういふかたちが本当にいいのか。例えば市の幹部職員が20と言ったって、そうそういないと言いますか、いることはいますけれども、誰でもいいやというわけにはやっぱりなかなか。それよりはある意味できちんとしたメッセージを渡していただいて、それを校長先生なりから朗読していただく方が、ある意味では、何て言いますかいいのかも分からないという、そういう気持ちもありました。ちょっとこう、20校にもなりますと、ばらばらばらばらとどなたでもいいから出て行ったというかたちでは・・・今まで小学校については旧六日町時代も確か執行部の方はですね、出席してなかったような私は気がするんですけども。教育委員会は出ておりました。そういうことですので、私どもはそういう考え方でありました。教育委員はまたそれなりのご答弁を申し上げます。

教育長 1 教育委員会の基本姿勢を問う

国、県、市町村という流れだけでは駄目だよというご指摘であります。認識においては全く共通であります。ただこの他の行政でもそうでありましたけれども、この教育の分野におきましては、極めてこの国、県を通して市町村に対する縛りがきついということもまた事実であります。そういうなかで、しかしそれだけでは足りない。やはり市町村独自の教育も目指さなければならない。これは全く同感であります。それをどのようにして実現していくかにつきましては、私としましてはやはり学校の判断、学校がやりたいこと、それをやはり優先させてと思うところであります。ただ今ほどもお話ありましたように、長期の休みをどうするか。あるいは授業日数をどのようにしていくか。そのことが学校運営にどのように作用するか。このへんを学校長の皆さんとよく相談してみたいと、議論してみたい。そのことが率先してそれをやるのが地域の学校運営にとって、あるいは子供たちにとっていいことになるよと、いいんだよということできると一致ができるものであれば、国の決定を待たずにもやることだってあり得るだろうと思えますし、その議論の結果を待ちたい、このように思うところであります。

それから卒業式の件であります。これにつきましては1月26日に合同の校長会を開きました。そこでお話をして議論していただいたものであります。議員がおっしゃるように言われた校長先生もおられました。しかしこの校長会の席では、私が申し上げましたように、教育委員会から励ましの言葉をお届けします。学校で披露します。ということで決定をしたものであります。したがって、ただその決定するまでの間において、私の認識については先ほど申し上げました。教育委員会告辞という言葉にまずとらわれてしまったために、12引く、7引く、とこういうふうな感じであったわけではありますが、それについては今後、この後また校長先生方とよく相談してみたいというふうに思うところあります。「代理でも」という声も確かにあったんであります。ありましたが、しかし先ほど市長も申し上げましたとおり、誰でもいいかなということになりますと、出す側といたしましてはやはりためらうところがございます。課長や課長補佐から代理して出ていただける範囲であれば、これは私ども委員会としてもためらうところではないわけではありますが、その他の職員まで総動員してそのメッセージを読み上げに、代読に行っていたことについてはためらいがあるということでもあります。以上であります。

笠原喜一郎君 2 小児科医確保にあらゆる手段を
医師の方はぜひ頑張っていたきたいと思ってます。

1 教育委員会の基本姿勢を問う

教育委員会の方でお聞きをいたしますけども、確かに現場は学校なんですね。学校は現場であって、学校長の指導の下でやはり一生懸命やっている。しかしじゃあ教育委員会は何なのか、という部分をやはり私は聞きたいんです。やはり南魚沼市のこの教育委員会として、子供たちをこういうふうに育てて下さいというような話というのは、きちんとやはり教育委員会で学校に行って、そしてあとは任せますとかたちが私は必要だと。その機会というのは何があるかと。じゃあ先ほどの話を聞けばですね、小学校なんて入学式も行かないわけ

でしょう。卒業式も行かないわけでしょう。そうすると6年間、市も来ない、市の代表も来ない、教育委員会も来ない。そして先生に火点けられますか。親に頑張れと言えますか。そして子供たちに故郷を愛してくれなん言う話をできますか。その話をするのが、そういう卒業式であり、入学式であるはずなんです。それが市の代表であり、あるいは教育委員会の代表者が行って、そして意見を聞きながら、学校の様子を見ながら、そして話し掛けるというのが私は式であり、ましてや告辞というのは教育委員会の名の下にやる卒業式なんですよ。私はそう思っているわけですけども、もう1回、代弁ということでなくて、私は本当に人数が足りないということであれば、なかではじゃあ今年はこちらの方は卒業式にしようとか、こちらは入学式にしようとか、いろいろな工夫ができるはずだと。私はやはりそういうかたちでやっていただきたいというふうに思っています。

教 育 長 1 教育委員会の基本姿勢を問う

教育委員会が子供たちに直接話し掛けるとすれば、確かにご指摘のように入学式、あるいは卒業式という機会しかない、これは全くご指摘のとおりであります。その点に関しましては、まことに不勉強であったということにつきるわけであります。しかしですね、しかし議員もおっしゃっておられますが、子供たちに直接教育をしていく、あるいは学校の教育の現場のスターはやはり子供たちであり、教職員なんです。私たち教育委員会は、学校がどうということに力を入れて子供たちに接していただくか、どうということに力を入れて教育をしていただくかと、これを議論して、そしてそのことを学校が実現できるように全面的に支援していく、こういう考えであります。

この卒業式だけに限定してみますと、最初に申し上げましたように、私の方にも最初の段階で勘違いがあったということでもありますから、この点については率直に反省しているということです。ただ、教育委員会告辞ということでもありますけれども、この告辞ということにつきましては、特に私としては法律上の根拠は何もないものだというふうに理解しております。特に卒業に関して申し上げますと、一人一人の生徒・児童の卒業の認定、卒業証書の授与、卒業式の運営、全て校長の権能であります。ですから最初に申し上げました、「教育委員会告辞」という言葉にとらわれ過ぎたという反省を申し上げたところであります。以上でございます。

副 議 長 質問順位6番、議席番号7番・樋口和人君。

樋口和人君 南魚沼市の今後の学校教育について

それでは通告にしたがって一般質問を行います。前者に続きまして教育問題ということですが、南魚沼市の今後の学校教育について伺います。知識偏重のいわゆる詰め込み教育への批判を受けて、文部省 現在の文部科学省ですが が余裕のあるカリキュラムのなかで、児童・生徒が自ら学び、自ら考える姿勢を身に付けることを目指して2002年、平成14年度ですから、3年前ですけども、小中学校で新学習指導要領に基づく「ゆとり教育」が始まりました。先ほどもちょっと話が出ましたが、この「ゆとり」というものも子供に対するゆとり、あるいは学校の先生に対するゆとり、それぞれあるかと思っておりますけれども、始ま

自ら課題をみつけて、自ら考えるとかということは非常に重視された体系になっているところでもあります。

そういうなかで、一方では従来ですといろいろ障害を持った子供さんは、それぞれその専門の学校に行かれるというのが一般的でありました。しかし近年のなかでは、こういうハンデを背負った皆さんもそうでない人たちと一緒に生活をする、一緒に勉強するというなかで両方がお互いを理解し合う、これが大切なんだというふうに教育の流れが大きく舵がきられたというふうに思っております。そういうなかで、従来でしたら、例えば養護学校等に行かれていた、そういう子供さんが通常の学校で、場合によっては特殊学級であったり、普通の学級だったりして入学されます。そこで勉強されます。状態が軽ければ、他の皆さんと一人の担任が、お世話しながら授業が構築していただけるわけでありましてけれども、状態によりましてはどうしてもその子供さんを世話する、支えてあげる、例えばトイレに行くときに一緒に行かなければならないとかですね、いろいろな場面が出てきたわけでありまして。それでひとつには健常児と一緒に教室で勉強する障害を抱えた子供さんを支援する教師として、特別支援講師というふうなものを、あるいは特殊学級で特に重い障害、ハンデを持っておられる方々、子供さんたちを介助する介助員というふうなものを旧六日町では設置してまいりましたし、おそらく旧大和町でも取り組んでおられたことだろうと思っております。これらを今年更に17年度においては、さらに内容を整備しながら必要によっては充実してまいりたいと、このように考えてございます。

それでどうしてこのような流れになるかということでもありますけれども、たまたま今朝の新聞だったかにもありましたが、日本ではとにかく障害を持った子供さんたちが、一般の皆さんと一緒に生活する、交流するという機会が極端に少ないんだそうであります。最近では随分広がっているのではないかなと思うのでありますが、それでも極端に世界的には少ないんだそうです。お互いがそれぞれの状況というものをなかなか理解し合えないと、これでは良くないということでこの流れが今後益々加速してまいるだろうと思っております。ただ残念なことに、国も県もそういう方面での充実させなさいという指導はありますが、率先して国・県がそういう皆さんを派遣して下さる、あるいは県費・国費で面倒見て下さるという場面が、なかなか伴わないということが、非常に残念なところでございますが、しかし同じクラスでハンデを背負った子供さんとそうでない子供さん　　そうでない子供さんと言いながらも、これはまた千差万別なわけでありまして、一人一人が自分の個性を、特殊な分野を活かしていけるような、そういった教育を進めるということが、今後益々大切になってくるだろうというふうに認識しております。

それから各種研修事業であります。これは国・県も・・・失礼しました。県の教育委員会も当然やっておりますが、ここでは私どもの先輩が、平成8年から県下で先がけて取り組んだ学習指導センターの取り組みの一部ご紹介するに留めたいと思っております。この地域はかつては県内でも学力が低い地域でありました。そのなかで先輩方は議会の皆さん方もそうでありますけれども、ここの子供たちの学力を上げるために、県下で初めて町村が寄り合って、

学習指導センターを設置したのであります。以来8年が経過をしたところでありますけれども、ここに派遣いただいた指導主事の先生、それから各学校から協力いただいていた専門的知識を有する先生方のご努力で、この地域の教職員の研修が進みました。結果としまして、この地域の子供たちの学力は今、この1月に実施された学力調査の結果を見ないと何とも言えない部分も残りますけれども、どの学校にお尋ねしましても県の平均よりは上ですよと、こうおっしゃっていただけるようになりました。しからばどんな研修をしてきたかということではありますが、ひとつには先ほどもちょっと触れましたけれども、ここはどうしても新採用、6年以内の俗に言う練習期間の教員が大勢来るところであります。この皆さんに一日も早く教員としての専門知識、教授力、これを付けていただく。そのために各学校忙しいなかでありますけれども、集中的にこの研修に出していただく。そんなふうなことで取り組んでまいりました。昨年から英語の先生も でありましたが、この方がたまたま8月に病気になってしまったということから、英語については昨年思ったような活動ができなかったところではありますが、2月1日に英語の専門家を一人またいただきましたので、今年度、数学・英語・総合的学習あるいは指導要領の内容、それから学習指導の基礎等々についても、十分な指導がしていただけるものと期待しておりますし、そのことによってこの地域の子供たちの学力の確かな向上に、結び付けて行きたいと、このように考えているところであります。

樋口和人君 南魚沼市の今後の学校教育について

それでは多少再質問ということでさせていただきます。今ほどお話ありましたように特別支援教育講師ということで今後も充実させていくというお話でした。この障害のある子供たちについては、何て言いますかね、最近話題になってきましたけど、ADHD、あるいはADDLDと、注意欠損多動障害、あるいは注意欠損障害、学習障害というようなことと、それからアスペルガー症候群と言いますが、こういったものも非常に話題になってきております。今までですと本当に落ち着きのない子供で、ということで片付けられていた子供たちにこういった病名が付いてきたということですが。このアスペルガー症候群、これは知的発達については遅れはないけれど、こう社会的な関係を持つことですか、コミュニケーション能力がちょっと劣っている子供たちということですが、今ある一説では200人から300人に1人いるというような話も出てます。そういったなかで、こういった介助員なり特別支援教育講師を付けていただくのは本当にありがたいことだと思っています。こういった方々がいることによって、その教室では、他の生徒も落ち着いてその授業が受けられる、というようなこともあるものですから、今後も充実をさせていただければというふうに考えます。

また実はちょっといろいろ調べていましたら、先ほど前者にもありましたけれども、教育委員会あるいは教育について国、県からの縛りではなくてという話ありましたが、団塊の世代、それこそ当時の団塊の世代の頃、文部省の方では、今と同じように30人学級でなければ学力が上がらない、あるいは代用教員では駄目なんだと、優秀な教師がきちっと教育をしないと学力は上がらないんだというようなことを盛んに言っていたんです。けれど実はこの

団塊の世代の皆さんというのは、本当に小さな教室でぎゅうぎゅう詰めの中、授業を受けて、その方たちが世界でもそれこそトップレベルの学力を持ったということですし、学級崩壊も当時は無かったといったこともあります。ですのでぜひ、市としてのどういう方向で行くんだということを、きちんと精査したなかで、道筋を持って、筋をとおして子供たちの対応をしていただければと思っております。

また先ほどのその、研修事業ということでしたが、これは今ほど言った障害児や何かのことについての研修を深めていくのかなというようなことを、私はちょっと考えてたものですから、学習の方もそうなんでしょうけれども、今後またそういった研修、障害を持った子供たちに対する認識を持っていく研修、あるいはその障害をですね、他の保護者、あるいは一般の社会の皆さんに啓蒙していくというか、そういった事業もちょっと考えていただければと思いますが、この点について、もう一回伺いをします。

教 育 長 南魚沼市の今後の学校教育について

先ほど申し落としましたが、こちらの学習指導センターでは、その時々教育上の大きな課題についてそれぞれ研修をしてもらいます。派遣いただいております指導主事の先生が講師を務めたり、あるいはそれぞれの管内 この場合の管内といいますのは1市2町でありますけれども 管内の小中学校のなかの先生方のなかで、その点について極めて専門的な学識をお持ちの先生と、そういった方々を講師にしたり、あるいはそれでもなかなか専門的な知識が及ばない分野があれば、外部から講師をお招きしたりしてやっております。そのなかで、今一番課題になっておりますのが、一人一人を伸ばす教育ということでありますので、そのなかで特別支援を要する子供たち、あるいはそうでなくても、何て言いますか、特に算数が得意な子供とか、特に英語が得意な生徒さんとか、そういった一人一人の特性を伸ばす、そういった教育の方法、あり方。そういったことについてもこの後研究して、あるいは指導していただけるものというふうに期待しているところであります。

樋口和人君 終わります。

副 議 長 質問順位7番、議席番号1番・遠山力君。

遠山 力君 それでは通告により2つ質問いたします。

1 子供たちの睡眠時間の確保について

最新の調査によれば、新潟県の子供たちの体格は全国でもトップクラスだそうです。私たちの頃は貧しい栄養環境もあって、ずんぐりむっくりみたいなものだったんですけども。それはそれでいいんですが、体力の方が心配されております。ひとくちに体力と言っても、いろいろあります。走ったり、飛んだり、持ち上げたり、そういうのも体力です。それから流行り病にかからないのも、インフルエンザにかからないのも体力でしょう。一日一般質問を座って聞いていただいているのも、体力が相当必要かと思いますが、ありがとうございます。座っていると申しますと、小学校の1時間は45分です。その45分、ちゃんと座ってられない子がいるのだそうです。人間がこうやって立っているには背筋、それから腹筋の力が大きく作用しております。最近の小学校の体力検査では背筋力というのがないそうで

すね。背筋力の検査をすると子供たちの腰が壊れてしまう。だから背筋力の検査はしないんだそうです。きちんと座っていられなくては勉強だって身に入りません。同じように眠気が残っていても勉強は身に入りませんし、気分が乗らないでいらいらしてたりすれば勉強も身に入りません。

前置きが長くなってしまいましたが、就寝時間、つまり夜更かしの具合が子供たちの体力、学力、それから心の育成に大きな影響を与えていると言われております。100マス計算で有名な広島県の陰山英男校長先生の資料によりますと、平成15年、広島県で調査した学力なんですが、小学校5年生の平均です。睡眠時間が5時間の子供の国語の点数が62点。算数が66点。それに比べて、9時間寝た子供たちの平均は国語が70点。算数が74点。というように睡眠時間によってきちんと上昇していたそうであります。もっとも10時間以上寝た子はまた下がったそうです。

最新の研究によりますと、セロトニンという片仮名の脳みその中にある神経伝達物質、これが感情のコントロールに大きな影響を持っていて、このセロトニンというのが、運動する、身体をいっぱい動かすといっぱい分泌するんだそうです。ほとんど身体を動かさないでいると、セロトニンの分泌が悪くなり、感情のコントロールが難しくなる。そうすると衝動性、攻撃性が出てくるんだそうです。多くの人が経験していますように、寝不足をしますとどうしても動くのが億劫になります。必然的に、ということは運動量が少なくなります。すぐにキレる子やあまりに攻撃的な子、反逆的な子が出たりすると、心の問題だからと、すぐに専門家だとか医者にお任せをして、それで事足りたというふうになっている風潮はないでしょうか。もちろんすぐにキレたり、それからいらいらいらするのが寝不足のせいだけであるとは言えません。他にも様々な要因があるでしょう。がしかし、早寝早起き、朝飯の摂取、運動量の確保、こういう日常生活習慣にもっと目を向けるべきではないでしょうか。

これらは一人で身に付くものではありません。親とか周りがしっかりと躰なければ身に付かないということが重要だと思います。子供というものは放っておけば夜更かしをし、朝寝坊をするようになってくるものなんだそうです。大人だってそうですから。旧六日町・大和町で行った睡眠時間の調査によりますと、就寝時刻、これは確実に遅くなってきているそうです。ということは睡眠時間も減ってきているということであります。そしてこの地域においても、笑い話じゃないんです。長く座ってられない子、それからいらいらしている子、授業中にそういう子供たちが出ているんだそうです。

六日町小学校が、父母を対象にアンケートをとり、それを基にオッズ方式という手法で、寝る時間、テレビゲームなどをする時間、それと朝飯の相関関係についてまとめて、学校だよりに掲載しています。それによると睡眠時間8時間以上の子供たちのなかで、授業がよくわかるという子供の割合が、そうでない子供の2.66倍。7時間以上寝ている子供たちの場合では、授業中やる気が出るという子供がそうではないという子の6.12倍。というように睡眠時間とやる気の相関関係がはっきりと示されています。先ほどの広島県の調査と符合するものであります。

「夜更かしは良くない」と、いつも聞かされています。昨日の新聞2紙にも載っていましたが、まだちょっとあの内容だと不足であります。食あたりみたいにすぐ腹痛が起きたり、下したりすれば身に沁みますけども、そういうことがない睡眠不足とかこういうのは、なかなか身に沁みません。子供の自主性を重んじるとか、家庭第一主義、スキンシップが大事とか、そういうことで夜遅く帰って来たパパが寝てる子を起こしてお話をしたり、遅い時間に子供を連れて買い物に行ったりしていないでしょうか。テレビもゲームも子供の自主性を大事にするとか言って、好き放題させていないでしょうか。

そこで質問の核心ですが、ひとつは赤ん坊から大学生まで早寝早起きの習慣をつけてもらうにはどうしたらよいか。どのような対策をとっているかお伺いします。睡眠時間は古くて新しい問題です。学校や福祉の現場では既に様々な対策がなされてきています。しかしながら先ほどお話ししましたように、まだ少し底が浅いのではないかと。学校とか保育所が個々にする対策には限界があります。関係する課、部署が協力して市、南魚沼市で、市としての強力なリーダーシップがより期待されるのではないのでしょうか。いわば家庭生活、私生活と言われる分野に市が入り込んで音頭をとることについて、お考えをお伺いします。

それに関連しますが、今の若い親御さんたちは、相当の割合で夜型の生活になっていると言われています。これは難しいことですが、ご自分たちの生活パターンも、できるだけ子供にとって好ましいかたちに合わせていただくよう、あらゆる機会を捉えて啓蒙をしてもらいたい。例えば妊娠届けのときに、お母さんだけじゃなくて、夫婦で来てもらって、睡眠の重要性をきちんと勉強してもらおうとか、小学校の入学前説明、これはどこの小学校も睡眠の話をしているそうです。そのときも母親だけではなくて、両親に来てもらって、きちんと話をするようなこと。これはひとつの例ですが、そして漏れがないように根気よく継続していくことが、将来に生きてくると思いますがいかがでしょうか。

2 地球温暖化防止への取り組みについて

次に地球温暖化防止の取り組みについてお伺いします。2月の16日京都議定書が発効しました。日本は温室効果ガス6種類、これの排出量を2012年までに1990年の6パーセント減にすることが義務付けられています。然るに昨今の数値を見ますと、何と80パーセント増加しているということでもあります。それで政府はこの京都議定書、これの目標を達成するために、この5月に閣議決定をしたい、目標達成計画を作りたいと言っております。民生部門、つまり日常生活に関することについては、従来はマイナス2パーセントであったのを、何せ増えてきて困ったというので、これは目標が難しいということで、プラスの10パーセントに変更する予定であります。今まで掲げていた国民の努力目標というのは、なくなるそうであります。ちょっとばかり良くなってきた景気を冷やしたくないという政府の気持ちはわかりますけれども、若干腰が引けているのではないのでしょうか。

何も南魚沼市が先頭に立って、市民の皆さんに節約しろ、節約しろということを申し付けろというつもりはありません。がしかしです。子孫のため、未来の地球のことを考えれば、できるだけのことをしなければならぬことは言うまでもありません。そのために南魚沼市

が何ができるか、ということを考えるのは大変有意義なことではないかと思っております。

平成10年、地球温暖化対策の推進に関する法律が成立。その第4条には、地方公共団体の責務としてその地域の条件に応じた温室効果ガスの排出抑制策を推進するものとされ、自らの事務事業に関する措置と共に、その地域の事業者、住民が行う活動の促進に寄与するよう努めるもの、とされています。同じ第8条には、地方公共団体は実行計画を策定し、公表する。計画に基づく措置の実施状況を公表するという義務を課せられました。そして事業者や住民の皆さんには努力目標、努力して下さいというふうに規定されています。これはまず、地方公共団体がその事務や事業について見直しをし、そして事業者や住民の皆さんにそれを示して、その理解を得、実行を促すことにより、社会全体としての効果を上げていくということを目指しているものだと思います。時間的余裕はそんなにないと思います。早急に策定され、実行されるべきものだと思います。この1月19日の新聞によれば新潟県下でこの実行計画を策定しているのは9つの市と町に過ぎないということでもあります。

そこで質問の確信ですが、地球温暖化防止について、どのような対策を実施しているか。法第8条に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画　これがさっき言った実行計画の本名なんですけども　を、早急に策定すべきと思うがどうか。また作業の進捗状況は。そして市の実行計画策定後、事業者、住民の皆さんの理解を得て、行動を促すため、市が先頭に立って盛り上げていくことが必要であると思うがどうか。全市をあげての温暖化防止活動についてお伺いします。以上であります。

市長　遠山議員の質問にお答えいたします。

1 子供たちの睡眠時間の確保について

最初の子供たちの睡眠時間の確保ということでもあります。今、議員おっしゃられたように、夜更かしをするがために起こり得るそれぞれの問題点はあるわけでありまして、この何ですかセロトニンの活性化が下がるとかですね、あるいはこの脳内の松果体から分泌される抗酸化作用、性腺抑制作用があるメラトニン、これは小児期の夜間に多量に分泌されるんだそうでありまして、夜間でも光を浴びているとその分泌が低下すると、こういう報告もあるわけでもあります。やはり夜早く寝て、朝早く起きて、この朝の光を浴びるとというのは非常にこの生態系上はいいということでもありますので、そういう生活を心がけていただけるようなふうにしていかなければならないと思っております。

それで現状は、生活環境が非常に複雑化しておりまして、当然でありますけども、この地域でも生活のサイクルが、仕事、余暇活動、それぞれ問わずに多様化してきているということでもあります。コンビニ等もありますれば、そこへ勤めれば24時間対応でありますから、全く夜間勤務といえますか、そういう方もいらっしゃると思いますね。いろいろあります。それで3月3日の産経新聞に掲載されておりましたが、4歳未満の子供を持つ親に対する赤ちゃんの就寝時間の調査、これが載っておりました。日本では午前10時以降が47パーセントに達しているそうでもあります。フランス・ドイツは16パーセント、イギリス・スウェーデンは30パーセントに満たないと。こういうことから観ましても日本の親は大人の習慣や

行動に子供を巻き込み過ぎる。寝かしつけることは大切な躰だと、友達感覚で付き合いは
いけない、付き合いさせてはいけないと、こういうことをこれを監修した東京北保健病院長の
副院長がコメントしておるといふことでもあります。そういう現状があるわけでもあります。ま
た先ほど申し上げましたようにとにかく大人の生活の24時間化といいますが、この影響。
それで部屋でテレビ観たりゲームしたりパソコン使ったりと、こういうことによりまして子
供たちの睡眠時間は当然・・・標準的な時間から2時間も少ないという調査の結果もあるよ
うであります。10時間以上寝るとちょっとうまくないそうではありますが、寝る子は育つと
いふふうに言われてきた昔の格言も当然のことだといふことだと思っております。

それでこの私たちの地域で、生活リズムの崩れでどういう問題点が起きているかといふと
ころをちょっと申し上げますけれども、これは旧大和町で平成15年に中高生の半数約50
0人にアンケートをした結果でありまして、十分睡眠がとれていないといふふうに答えた中
学生の男子が26パーセント。中学生の女子が42パーセントであります。高校生の男子は
38.7パーセント、高校生の女子は42.4パーセント。これはやはり女子が高い。それか
ら睡眠で疲れがとれない、眠っても疲れがとれないといふ、こういう人たちが中学生の男子
で30.5パーセント。女子では42パーセント。高校生の男子では35.6パーセント。同
じく女子では47.7パーセント。高校生の女子になると半分くらいが、いくら寝てもつかれ
がとれないといふ、やっぱりそれだけ寝ないといふことなのかもわかりませんけれども。こ
ういふ結果がでておりまして、非常に憂慮すべき問題だといふことだと思っております。

対応策といたしまして、乳幼児期には、これは各種検診等を通じて保健士が大きく関わっ
ておりますので、面接指導により生活のリズムを正して睡眠時間の確保にきちんと取り組む
と。検診の度に対応していると。今、現在もそういう対応はしております。児童期は、これ
は保育園・学校であります。学校の件については後ほど教育長に答弁をさせますけれども、
家庭生活の躰という部分がやはりここは大事であります。大事であります。PTAや社会
教育活動等を通じてそれぞれ啓発に努めたいと。議員先ほどおっしゃったように、地道にこ
つこつやっていかないとですね、一回大々的にパーっと宣伝してあとは終わり、といふこと
ではもう駄目だと思いますので、そういう努力を続けていきたいと。また保育所関係であり
ますと、やはり早寝早起きをさせるために保育園でできることと言いますと、どうしても限
られてきまして、やはり昼食前後のとにかく昼寝もいたしますのでね、そういうなかで相当
量の運動量、運動をさせる。夜に眠くなれる程度のやはり運動量をきちっとこなさせるとい
う、ここにある程度の重点を置き、またそれぞれ保育士さんたちから子供たちに言い聞かせ
はあろうかと思っておりますけれども、具体的にはそういうことを対応しながらやはり家庭内で、
躰の部分が非常に大きいと考えますので、そのへんも啓蒙しながら。本当に大きな社会問題
にもなりかねないといふ部分でありますので、十分、意を配しながら夜更かしをしない、早
寝早起きできるような生活環境を整えていくように啓蒙していきたいといふふうに考えてお
ります。学校関係については先ほど申し上げました教育長から答弁させます。(「もう1点」
の声あり)失礼いたしました。これも睡眠不足のせいでしょうか。良く寝たつもりでしたが。

2 地球温暖化防止への取り組みについて

地球温暖化について、失礼いたしました。これは非常に関心も高くなってきておるといところでありまして、これは私どもの地域でも環境基本計画を作成するための準備作業に入っているということでもあります。その作業項目のなかに二酸化炭素削減のテーマは当然含まれてくる予定でありますし、こういう報告書等を作って、単なる作ってそれで終わりということにならないように、何が本当に必要で、実際何ができるか、こういう議論を深めながら、作成をしてみたい。

環境基本計画の作成は、その取り扱いの範囲がご存知のようにとにかく広い、幅広いと。全般に及ぶということでもあります。ですのでそれなりの、短時間にはなかなかでき上がらない。当然ですけれども、年単位の時間が必要になってくるということでありまして、このなかでも地球温暖化については環境と継続の項目に、地球環境という項目を起こして具体化するという考え方があります。塩沢町との合併もありますので、17年度は何を取り込むのか。予算の問題や検討組織の問題等、基本的な、基礎的な項目から開始をしていきたいということでありまして、この問題は当然でありますけれども、省エネルギー政策ともまた関連をしていくということでもあります。

ただ行政だけで取り組んでいるということではなくて、市民全体で取り組まなければ効果が出ないという問題でありますので、相当な知恵とエネルギーを必要とするわけでありまして、議員の諸氏からもそれぞれまたお知恵を拝借できればありがたいと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長 1 子供たちの睡眠時間の確保について

議員からの質問のなかにもありましたように、各小学校・中学校、これは私どもが子供の頃から早寝早起きということによってきたことでもありますし、今現在も同様であります。しかし議員からもありましたし、市長からも答弁のなかにもありましたように、生活のパターンというものが非常に様変わりいたしました。この地域でしたら、例えば私が高校生の頃だったら、10時過ぎて外歩いているなんてのはまさにもう不良と、こういうことで決め付けられても仕方ないような状況でありました。が今、夜10時過ぎなんてのは、まだまだそれこそ赤ちゃんを抱いた夫婦がコンビニ等々で買い物をしている時間帯でございます。そういう状況になってしまいましたので、30年、40年前だったら常識だというふうなことも、今や通用しなくなってしまったというのが大きな問題点でございます。しかし勤務の形態等々がやはりそういうふうに変ってしまったわけでありまして、一概に早く寝なさい、早く起きなさいと言ってもこれはなかなか市民としても、言われた側としても実行が難しいところだろうと、こんなふうに思っております。

どこの学校でも今も申し上げましたように学校だよりで呼びかけたり、あるいはPTAの集まりの際に呼びかけたり、いろいろしているわけですが、ここでも一番の問題と言われておりますのが、一番聞いていただきたい親は来てくれないということだそうであります。例えば城内小学校のたよりで見ますと、懇談会に参加された保護者の方々は皆とにかくあら

ためて早寝早起き、朝飯をしっかり食べることの大切さを認識しております。皆さん全員の保護者がこういうふうに懇談会なりに出席していただいて認識を深めていただければよろしいんですが、これもまた現実問題としてはなかなかできません。願わくばPTA等の联合会等々の運動として、展開ができればありがたいと思いますし、もしそれができるのであれば教育委員会としても最大限応援をしてみたいと、このように考えているところがあります。

遠山 力君 2 地球温暖化防止への取り組みについて

環境の方なんですけれど、昨日、一昨日の新聞がたまたま手に入ったものですから、これでもって「スクールエコ運動3年」というのがでっかく載っておりました。これは「新潟スクールエコ運動」というので、2002年からスタートいたしまして3年目です。それでこれは子供たちを通して、あるいは子供たち自身に温暖化防止と言いますかそういうもの、物を大切にする、そういうものを通してって、それを社会に広めようという運動で、新潟県が全国でも進んでいる方な、先進的なケースということで、持ち上げられています。この運動に県内859校中、766校が参加しているとありますけれども、南魚沼市の学校はどうなんでしょうか。それでどういう活動をしているのでしょうか。通告してなくて申し訳ないのですが、ひとつ教えてもらいたいと思います。

教育長 2 地球温暖化防止への取り組みについて

この件に関しましては、まことに申し訳ございませんが手元に資料を持ち合わせがございませんので、今会期中、議会中にご報告させていただきたいと思います。終わります。

遠山 力君 終わります。

副議長 質問順位8番、議席番号26番・笠原幹夫君。

笠原幹夫君 1 基幹病院について

基幹病院についてお聞きをしたいと思います。合併前からこの基幹病院については度々質問等もあったり、私自身もしているわけなんですけれども。当時は基幹病院の主に位置、大和町にできるのか、あるいは六日町にできるのか、こういったことがひとつの大きな関心事になって話が出ていたわけです。しかし当時は町長である現在の市長も答弁をしていましたように、やれ10月前には方針が出るとか、いろいろな話がありましたけれども、結局平山知事時代には全くその答えが出ずに、いつになったら出るのか。あるいは新潟県が赤字団体になるので、金がなくなってもうできないのではないかと。こういう話も出たりして、非常にやきもきをしていたところですが、この度1月14日ですか、県立病院改革検討会議、この中間報告というものが出されました。この県立病院改革検討会議ですので、当然のこと基幹病院だけの問題じゃなくて、県立病院を今後どうしていくのかという、そういう意味の中間報告になっているわけですが、しかし出てみたらばたばたとどうもいくという感じもしているわけです。スケジュール等によりますと、14日に中間報告が出て、2月3日までにパブリックコメント。3月中には最終報告。そして17年度以降改革スケジュール等を明らかにしたうえで推進すると。こういうような運びになっているように聞かされています。

この検討会議はご承知のように9人の 部外者と言う言い方はおかしいですけども外部の有識者で組織をされている会議であります。したがって内容的に見ますと、どうしても採算性、経営的に県立病院を分析をしているというような感じがしているわけです。この中間報告を見てみますと、平成15年度決算で県立病院約18億円の赤字だと、これが17年間連続の赤字になっていると、欠損金が累積で339億円。このまま慢性化した赤字経営が続いた場合は、県立病院事業の経営そのものの継続が困難となることが想定されると。したがってそういうなかで毎年一般会計から90億円の繰入れをしているが、県財政が破綻状況のなかで一般会計からの繰入金そのものを見直す必要があると、こういうふうに言っております。

同時に県立病院は今後社会経済やそういう情勢、医療を取り巻く環境の変化に応じて、その役割、守備範囲の見直しが必要だということで、今ある県立病院、専門病院をいくつかに分類をしているわけです。ひとつは専門病院、これは医療センターとか癌センターとか、瀬波とか、これは温泉のあれでしょうかね、それから広域基幹病院としては中央、新発田。これが今度はこの魚沼に作られようとしているわけです。それから地域中核病院として、十日町、六日町、小出、吉田。それから地域医療病院として、妙高、松代、柏崎、加茂、津川、坂町。こういったふうに分類をして、しかもそのなかに不採算病院といいますか、どうしても採算が合わない病院ですね。そういうものを新たに特定をしていると。このような分類をして、それぞれその分類でその役割を明確にしていこうじゃないかと、こういうどうも内容のようであります。

特にそういった県立病院のなかで共通しているのは、やはり深刻な医師不足。これを解消するためにも基幹病院を中心にした医師を確保しやすい環境に整備しなきゃならないんだ、というふうに言っているわけですが、ただ全体を読んでみて、これでいいのかなというふうに感じる点が多々あります。県立病院としてみれば、その役割のなかでとりわけ広域性だとか、行政的医療、研修機能の教育機能、高度専門医療、へき地不採算医療、こういうような項目に分けてそれぞれ分析をしていますけれども、いずれも公的病院の役割ではあるけれども、公的民間病院の進出を妨げるものではない、こういう言い方をしています。もっと平たく言えば、公的民間病院に変えてもいいんだと、こういうことだろうと思います。特にそのなかでへき地不採算医療のところでは、県立病院としての役割は希薄化している。しかしそういう、いわゆる人口密度の低いそういうところですから、何らかの県の関与は必要であるかもわからないけれども、例えば診療所化、こういったことも視野にいれなければならないというような指摘もしております。

そういうなかではっきり言っているのは、民間病院が充実してきているなかで民間と競合しながら経営を継続している県立病院については、民間病院に委ねると。民間病院と同じ機能で競合しながら経営する時代ではもうないんだと、こういうことを明確に述べているわけです。したがって、この中間報告の方向で最終報告がまとまるとするならば、やはり極端な民間経営、そういう方向付けが出てくるのではないかというふうに推定がされるわけであり

ます。特にこの状況のなかで、この県立病院の改革ということの必要性、こういうことにも触れていますし、やはりその必要性をたどっていくと、いずれも独立行政法人化への道、こういうのが予測をされるわけであります。

そして改革の方法としては、再編統合だと。先ほど言いましたようにへき地不採算地区病院では診療所機能を残して、中核病院との連携によって何とかしていくんだという方法。あるいは市町村、民間への委譲、または運営委託、特にこれは地域中核病院及び地域医療病院ということで、県立六日町病院もこの範ちゅうに入るというわけですが、これが運営委託ということは、この中間報告ではそういうふうには言っていませんけども、とりもなおさず今流行のPFIといえますか、こういう形式ではないかというふうに想像できるわけです。このPFIというのは、これが医療の面ではどういうかたちになるかといいますと、民間企業の資金を使って病院を整備して医師と看護師以外はほとんど全ての業務を民間企業が運営し、その収益で資金の回収をすると、こういうかたちだそうです。これでは企業の利益をいかに生み出すかが病院運営の最優先になる、こういうことは明らかであります。これはイギリスで始まった制度だそうですが、そのイギリスでもいろいろな問題点が今出てきているということが指摘をされております。ちなみに今、東京都では石原都政があこは16都立病院くらいあるんですかね、16くらい、これを半分にしようと、都立というかたちを。そしてこのPFIを推進しようとしているというふうに言われています。この中間報告の方向はこのPFIを想定しているのかどうか、この点について市長の見解もお聞きをしたいと思います。

今、新潟県の医師不足というのは深刻でありまして、平成14年度、14年末で数字が出ていますが、人口10万人に対して医師の数が176.5人と全国平均は206.1ですから大きく新潟県は下回っているわけです。そしてこの医師不足をどうしても解消していくためには、この基幹病院を作って医師を要請しなければ駄目だというふうに言っているわけですが、その前にこの中間報告の方向で進むならば、県立病院は新潟県からひとつもなくなるという危険すらあると言わざるを得ません。したがってそういうなかで今、市長はこれらの中間報告をどのような受けとめ方をしているのか。と言いますのは、この南魚沼市は県立病院もあり、町立病院、いわゆる自治体病院としてかなり大きな大和ゆきぐに病院を持っている。しかもそこに基幹病院が入ってくる。こういう文字通り現在の新潟県の医療の体勢を象徴的に現している地域になっている。したがって、ただ単に基幹病院の設置が手放しで喜ばれるような状況ではない。そのために、それでは県立病院どうなっていくのか、市立のゆきぐに大和病院はどうなるのか、こういう問題が常に付きまとっているわけです。

今までは県の方向付けが決まらないから、ということでこれらの市立病院、県立病院にどう対応するのかということも具体的には話し合いがされてこなかったと思いますけども、もうそういう時期ではない、このように考えています。今からやはり議論を重ねて対応策を考えていかないと、県はあつと言う間にその方針を出して、そういう方向で進むとするならば、やはり立ち遅れてしまうんじゃないかという気がします。隣の十日町では地震の被災を受け

たということもあってでしょうけれども、署名運動をやって中核病院として、あそこにきちんとしたものを建てたいということで運動を展開しております。これは市民のなかからも歓迎されてそういう運動が非常に大きく盛り上がったというふうに言われておりますけれども、そういう点ではこの南魚沼市の対応はやはりちょっと様子見をしている段階ではないか、遅れている段階ではないかというふうに考えるところでございます。

特に基幹病院が設置されると、他の既存の病院もベッド数等でサテライト化が進むとか、いろいろあるわけでありまして。そして今度塩沢町が合併になりますと、塩沢中之島診療所ですか、を加えて3つの市立の医療機関を持つという状況でありますので、非常にこの対応は難しくなるのではないかと考えております。また現在の体勢のなかで、先ほども市長も触れましたけれども、大和の病院は医師がなかなか充足しないという影響を受けて、患者数も減ったりしています。また数字的には私たちわかりませんが、通院した人たちの話では県立六日町病院もかなり患者は減っているのではないかと、非常に空いているというようなことを言う人がかなりおります。

そういうなかでやはりこの地域の医療を考えた場合、どうしてもこの中間報告の文面から見ると経営の面からだけこの病院の問題を取り上げている。本当にそこで暮らしている住民の医療という面からの問題点の提起が弱いのではないかとというふうに私は感じているところです。そういう点で市長の見解をお聞きしたいと思います。とりわけこの基幹病院云々もさることながら、それに対応して市立病院、県立病院をどういうふうな関連で位置づけていくのか、お聞かせ願いたいと思います。以上で第1回の質問を終わります。

市 長 1 基幹病院について

笠原議員の質問にお答えいたします。この県の病院事業が17年連続の赤字ということでありまして、その累積欠損が約339億円というふうに報じられておりますけれども、そういうなかで有識者による経営改革の検討を諮問したとうことでありますから、経営改善という面からの諮問、あるいはその中間報告であったというふうに理解をしておりますし、そういうことだと思います。県の病院事業の役割、これは当然今後も県立病院という立場をきちんと、何て言いますか、持続的に担っていただくためには、やっぱりこの経営改革という面にも踏み込まざるを得ないと、それはそれだと思っておりますので。ただその中身であります、議員おっしゃったように、民間に委ねるという部分を強調されてますけれど、確かに民間に委ねるといふ部分ありますが、この官と民の役割分担のなかでこういうふうにして書いてあります。「民間病院が充実してきているなかで民間と競合しながら経営を継続している県立病院については、民間事業に委ねるべきであるとする考えが強まっている」と。「社会経済情勢の変革を背景として、民間病院が手を出さない地域や医療内容であれば県民は納得するが、民間病院と同じ機能を競合しながら経営する時代ではなくなっているのではないかと」とこういう指摘というか、官と民の役割分担のなかに述べているわけです。ですのでへき地的な部分とか、そういう部分については当然まだこれからもその赤字を覚悟でも、県がそういうことを担っていかねばならない、県や市町村が担っていかねばならぬ

いということを謳い込んでいるものだと理解しておりまして、ただただその全て民間に任せればいいやという中間報告ではないというふうに私は理解しております。またこれから最終答申というのも出るわけでしょうけれども、今は六日町病院、県立の、このことにちょっと触れますけれども、これはやはりいろいろ申し上げましても、この地域の中核病院でありますので、この医療体勢を推進するうえでも大きな役割を果たしている、これは疑いのないところであります。ただ、この基幹病院の内容、位置等によって、これは若干やっぱり変わるだろう。ただなくなることはないという、そういう考え方でありまして。

やはりこの医療という一番市民の皆さん方が、安心、安全を預ける場所でありますので、こういうことをこれからもきちんと充実させていくという意味を理解しながら、これからまた最終答申が出るわけですが、注目してまいりたいと思いますけれども、現在の中間報告についてはおおむねこういう方向であろうというふうに私は認識しております。ごく細かくは読んでおりませんが、概略の部分でお答えさせていただきます。

中間報告の方針が実行されれば県立病院はなくなってしまうのではないかと今のご心配、これはなくなる心配はないと思います。ただ先ほど申し上げましたように、基幹病院の診療科目、建設位置等によって縮小といいますかね、そういう部分もそれは当然考えらると。これはゆきぐに大和病院についても同じであります。それぞれの内容によって競合をすべきではないと思っておりますので、それは例えば基幹病院のなかにそういう部分が出て、いや、これは例えばゆきぐに大和が今までの実績と経験のなかでやれる部分だから、それは基幹病院は手を退いてくれという、そういうまた議論は出るのかもわかりませんが、いずれにいたしましても、両方でその競合していくということは避けなければならないことです。そんなことを今、考えておりまして、この3月28日、先般申し上げましたが、28日の夜6時から県庁で推進協議会、最終の最終と言っても初めてであって、あの地震以降初めてであります。ここで県の考え方が示されるということでありまして。今まで私も平山知事時代に、知事の県としての考え方をとにかく出していただきたいということで、ずっと運動してきたわけですが、平山さんの、と言いますか、県の考え方が示される前にまた地震。地震の対応に追われて、今の泉田知事にこのことを担当課でレクチャーしたのは1月になってからだそうであります。ですので、それはそれとしてひとつお許しいただきたいと思いますが、そういうなかで今年度中の県の発表、それをきちんとやって、私たちもそのことについて対応していかなければならないということでありまして。

この中間報告のなかでのPFIの関係です。私はPFIというのは、いわゆる新しく建設をする際に用いる手法が一番ベターだと思っておりました。ですので例えば今ある、六日町病院とかをそういうPFI法式に委ねるということはあまり想定していませんので、新しく建設をする際には、これはPFIは非常に有効だろうと。これは別に民間資金を利用するだけですから、経営そのものは、後ほど自治体が行ってもいいわけですし、またそれを民間に委ねてもいいわけですが、一般的にPFIという方法をとりますと、その後の運営形態は割合と自治体が行って、その収入のなかから民間に資金を返済していくというかたちが

多いように私は思っていますが。ですから使い方によっては、これは非常にいい方法だということも思っております。いろいろな使い方がありますので、固定的に捉えると、私が言ったことばかりじゃなくてですね、それぞれいろいろな使い方があるようですので、全般的なことは別にいたしまして、そういう使い方、手法を用いれば資金を民間が拠出をして市や町、自治体が起債を起こしたと同じ格好ですね。それを返還していくということですから、非常に有効だろうと、民間資金の活用という面でも有効ではないかと。それから民間の技術力ですね、そういう部分も非常に有効に働くと、こう思っております。が、ただこの基幹病院についてPFI方式も検討されている模様であります。私はこの基幹病院については後々の運営も含めてですね、これはやはりできれば県から建設は結構ですが、PFIでやっても何でやってもいいんですが、その運営ですね、運営はできればその民間とかそういうことに委託ではなくて、県が直営でやっていただくことが私たちにとっては一番ベターだろうと。南魚沼郡の医師会の皆さん方も全員の方がそうおっしゃっています。お医者さん方もですね、これはやっぱり県立で県営でやってもらうべきだということ強くおっしゃっていますので、そのことは当然申し上げてもありますし、また申し上げるつもりですが、どういう結果として出てまいりますか、ちょっとわかりません。

十日町病院の件でありますけれども、十日町さんをご承知のように被災をしまして、ああいうかたちで、それで早く病院を建て直して欲しいと。そういうなかでは今までのこの基幹病院の検討委員会のなかで触れられておりますように、地域中核病院として位置付けてもらおうと、そういうことが条件だということでありましたので、それを今、前面に出しながら新しい病院を早く作ってくれ、そういう署名でありますので。それはそれなりにやはり今、十日町病院は非常に大きな災害を受けておりますので、その復帰も兼ねて早く新しい病院をとということですから、それは本当に迅速に対応して、市民の皆さん方から署名を集めているというのは、そういう対応をしなければならぬことだと思っております。ただ私どもの方はいつも申し上げておりますように、ほぼ、この基幹病院についてはですね、ほぼ南魚沼市内だろうと。ただそのなかで旧大和か旧六日町かというその綱引きはお互いするべきではないということで、秋山前町長さんと話をしてみました。ですからこのことについて具体的に私どもがどういうその運動をしるとかですね、どういう動き方をすると、その動きは別にないんです。これは3月以降まだまだ向こうへ遅れるなんていうことになれば、これは早くという、そういう動きはしなければなりませんけれども。ですので南魚沼市の対応が遅れているという部分に限っては、そういうことではないというふうに思いますが、ひとつ認識を改めていただいて、よく対応しているというふうに思ってもらいたいんです、本当に。よろしくお願いたします。

方向付け、これは本当にそうでありまして、3月28日に発表になりますと、これはもう当然議会の皆さん方にすぐお知らせをして、特に先ほど申し上げましたように、ゆきぐに大和病院、県立六日町病院、城内病院、この位置付けを今後どうしていくのか、どういう方向へ持っていくのか。これは本当に大きなまた課題でありますので、皆さん方にそれぞれご相

談申し上げながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

笠原幹夫君 1 基幹病院について

1点だけお聞かせ願いたいと思います。それでは3月28日の最終報告では、基幹病院の位置だとか、あるいはそこへ位置が仮に決まって、そのことによってこの病院はこういう方向になるとか、例えば小出病院はこうなるとか、そういうところまで踏み込んだ内容になるのでしょうか。それはまたその後ということになるのでしょうか。そのへんはどういうふう
に受け止めていますか。

市長 1 基幹病院について

今までの検討委員会と推進協議会の過程では、他の県立病院をどうするということには全くまだ議論がいったないんです。ただそういうことが予想されるじゃないかというような質問が出たりですね、さっきちょっと触れましたように、診療科目が重なる部分については当然整理の対象と言いますか、そうなっていきますよというような話が出ているだけで、六日町病院とか小出病院とか、例えば十日町病院とか、そういう部分をどうするという議論を今までほとんど出ていません。ですので今、3月28日に出て来る、その素案と言いますか、原案のなかに、そういうことは出て来ない方が多いんじゃないかと。建設位置、建設手法、診療科目、それに伴う各自治体の、周辺自治体の何て言いますか、負担問題も出て来るかもわかりません。それから経営の今後の経営手法ですね。民間に委ねるのか、県営でやっていくのかという、そういうような方向が出るんじゃないかと。もしかすればですけども、おっしゃったことも出るかもわかりませんが、今までの議論の経過からいくと、そこまではまだ踏み込めないような気がいたします。

笠原幹夫君 終わります。

副議長 休憩をいたします。再開は3時10分。

(午後2時55分)

副議長 休憩前に引き続き本会議を再開をいたします。

(午後3時10分)

先ほど遠山力君からの質問に対して保留がございましたので、教育長の方から答弁を。教育長。

教育長 2 地球温暖化防止への取り組みについて

先ほど手元に資料を持ち合わせておられない関係で答弁を保留させていただきましたが、新潟スクールエコ運動への管内の小学校、中学校の取組み状況であります。最近の平成15年度、16年度の2カ年間で見ますと全ての小学校、中学校で取組みを行ったところでございます。以上でございます。

副議長 質問順位9番、議席番号24番・関忠良君。

関忠良君 1 自立、持続可能なまちづくりについて

それでは私は、自立、持続可能なまちづくりについてと題して井口市長に3点にわたって

ご質問を申し上げます。

まず第1はです。この行政報告並びに総務委員会報告などもございましたが、この新市出発の初めての予算議会をされているわけでありまして、その初年度から財源不足が示されておりまして。そこで、新市の03年度以降からずっと合併協議の中で示されてきた新市のまちづくり建設計画並びに財政計画、そのシミュレーション等が示されたわけでありまして、この初年度の予算編成にあたって、これと合わせて考えたとき、この現状をどう市長は認識されているのか。この点についてまずお伺いしたいのであります。

2月25日、塩沢との調印が終わりまして、あらためて3町の合併による南魚沼市が正式に誕生しようとしているわけでありまして。その財政計画を見ましても、17年度これはもちろん塩沢を含めた一般的な試算でございますので、本年度予算と変わりがあるというのは当然のことではありますけれども、その歳入を見ますと歳入が286億円、そして大体合併の支援策、あるいはまた補助金交付金それから交付税の算定の特例などを受けて、支援をしていけば平成27年度までは、黒字執行で行くだろうというシミュレーションは示されているわけでありまして。

しかし今回のこの予算編成の中でいわゆる防災対策とかあるいは電算システムとかで合併に絡む予算も、ある程度は含まれておりますけれども、基本的には「基本計画は18年度以降に」というのが総務委員会の報告で示されております。そういう状況の中で、この財源不足が生まれているというこの状況の落差というものをどのように認識され、また見ておられるのか。このこれから総合計画が策定されて新しいまちづくりの方針が示されるわけでありまして、現段階での基本的な所見をまず伺いたいと思います。

2 地球温暖化防止のための京都議定書が発効されたが、市として取り組める課題はあるか

2番目は1番議員の質問と重複するわけでございますけれども、地球温暖化防止のための京都議定書の問題であります。先ほどの答弁でこれから基本計画の策定といたしますか、環境基本計画の策定を急ぐ、という答弁もございましたけれども、私は21世紀のこの問題というのはただ単に日本だけの問題だけではない。世界国連加盟国の191ヶ国の中で139ヶ国がこの議定書を批准して今それに取り組んでいるわけでありまして。

したがって長いこの新市計画、まちづくり計画を30年、50年のサイクルで考えた時、この環境問題としても南魚沼市がこの問題に対しては、絶対に避けて通ることのできない課題であります。まして議長国であります日本の責任は重大であります。先ほどの質問にもありましたけれども、日本は90年代からずっと温暖化、二酸化炭素排出が増えまして削減目標が6パーセントのところ8パーセント増やしてしまった。したがって2012年までに12パーセントの削減をしなければならない、ということが世界的な責任として今急がれているわけでありまして。特にですね現代社会は利便性の構造、自動車社会、そういう中で夜昼関係なく営業活動というような中で、膨大なエネルギーを排出しているわけですが、もしこれを実現するということになりますと、こうした利便や個人個人の欲望や産業活動その元も抑制しなければならない。そうしなければ地球環境は維持できないということが今求め

られているわけでありませう。そういう観点で私は、施策を、基本計画を立てるといふことも大変重要なことであると同時に、これは具体的に今、本当に具体的にどうするといふよりも、何ができるかと、市としてあるいは一般の市民として何ができるか、そういうことをまず具体的にやっぱり提示する必要が今、せばまれているんじゃないかと思うわけでありませう。

そういう点で私は1番目の問題は、財政的に自立できる課題は何か。2番目は環境問題として南魚沼市の将来、30年50年の将来にわたってどういうふうな政策が必要なのか。ちょっと抽象的になりますがけれども、大きな視点で市長の見解を求めたいと思ひます。

3 有機センターの事業計画について

あわせて3番目の問題は、本予算でも今、事業計画で予算化されておりますけれども、持続可能な有機農業の発展という立場から、この有機センターの事業計画を非常に重視しているものであります。環境保全型農業、特に産建委員会の報告では、国の補助事業として家畜排泄物の活用施設整備事業というふうな長い名前になっているようでありませうけれども、ただ単にそういう家畜の糞を野ざらしにはならないという法律ができた、という受身の立場でなく、この農業の問題でも本当に持続可能な発展の立場を、やはりきちんと位置付けなければならない。特に私は魚沼の産業の中心は農業であり、そして雪と自然を活用した観光だと思ひます。そういう点からしても、このそういう面での施策をひとつお聞かせ願ひたいと。

特に前段も、2番の問題も、3番の問題もそうですけれども、経済論理からすると非常に採算性の事業であります。採算性を環境を守る立場、あるいは持続的に発展させる立場からいかにその取り組むか、というかたちで取り組まなければならないだけに、私は有機センターの管理指定業者に対する選任者としての南魚沼市としての責務が重大になってくるんじゃないかと。特に私がここでこの有機センターの事業計画を質問する時は、産業委員会の報告も見ておりませうでしたし、それから11号議案の指定管理制度の中身といふか事業計画も見てはなかったのですが、その点についてはおおまかに認識はしましたけれども、まず何よりも有機センターの事業計画を見ますとですね、畜産関係の農家というのが25としかかないというこの現実ですね。しかも私は個々にはわかりませうけれども、その農家のみなさんの後継者が保障されているのか。まことに最もこの農業の中でも困難な後継者不足ですけれども、畜産はさらに困難な状況にある。そうしますとその有機堆肥を生産するといひましたもその土台である家畜の糞尿そういうものが南魚の皆さん、農家の皆さんに十分に供給されなければならない。ということになると畜産の発展もひとつの課題としないと、ただきのこの菌床とかあるいは学校給食とか生活残渣の処理に終わってしまうということになると、本当の意味での有機質の製造、環境保全型の農業の取り組みとしては非常に弱さが出てくるんじゃないかと。

また経営面におきまして選任者と、それから指定業者でありますJAみなみは、本当に畜産業者をはじめ、農家の皆さんにもかなりの部分で支援をしていく、援助していくという体制なくしてこの有機センターの事業といふのは行き詰まってしまう可能性があるんじゃないかと。

いか。まして5億円からの事業でございます。何としてもこれから成功させるためにも、この有機センター事業に対する委託の考え方、方針、そういったものをあらためて市長に確認を求めるものであります。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

市長 関係議員の質問にお答えいたします。

1 自立、持続可能なまちづくりについて

最初の自立、持続可能なまちづくりについてということであります。予算の内容であります。今おっしゃっていただいたように新年度の当初予算では約6億円の歳入不足ということでありまして、繰越金1億円と財政調整基金5億円を繰り入れてようやく予算編成したというところでありまして。この要因といたしまして、16年度から始まった国の三位一体改革の中で、補助金交付税、臨時財政対策債これ旧2町合わせて約7億円減額された影響が、まだ回復できていないということ。それから合併調整によりまして固定資産税、都市計画税の税率を標準税率としたということによりまして、主に六日町でありますけれども約2億円の市税の減収となった、これが一番大きな要因であります。

これが塩沢と合併したからではまたこれが解消できるかということ、そういうことではないと思っておりますし、平成17年度のこの今、皆さん方にお諮りしております予算が成立いたしましたら、来年度以降の塩沢町も含めた基本計画、あるいは財政シミュレーションを策定することということで、これは急務であると思っております。予算成立後は速やかにこの作業に入らせていただきたいと思いますと思っております。

基本計画、実施計画これまでいろいろ議論があったわけですがけれども、これから策定をする予定ということありますので、具体的な数値は今のところ全くあらかわせる状況ではありませんので、ご理解をお願いいたしますと思っております。なお、この17年度予算の中で合併効果 これは主に人件費でありますけれども4役、職員の減、あるいは議員の皆さん方もこの10月にはまた減員するというので、それらを見込みますと1億5,200万円ほどの合併効果が出ているということでありまして。ご承知のようにあと3年から5年経過いたしますと、職員の大量の退職者が出てまいるわけでありまして。これらをどう補充するかという部分をきちんとやれば、これは相当のまた合併効果だろうということだと思っております、ある意味では今年度予算 16年度はちょっと予想外でありましたけれども17年度につきましては、まあまあ想定範囲ということだというふうに認識をいたしております。なんと申しますか想定していなかったほどの歳入不足だと、あるいは予定もしていなかったほど補助金がいっぱい付いたとか、そういうことが全くありませんでしたので、おおむね想定範囲。ひとつ誤算があるとすればやはり災害でありまして、地震による災害復旧関係は、当然ですけれども予想していなかったわけでありまして、これらは想定外でありましたけれども。他の面についてはおおむね合併調整を行ってきた段階から、ほぼ想定をされたことというふうに理解をいたしております。

2 地球温暖化防止のための京都議定書が発効されたが、市として取り組める課題はあるか 温暖化防止でありますけれども、これは先ほどお答えいたしましたように大変難しい問題

でありまして、今具体的な対策を詳細に説明できる段階ではないということをご理解いただけたらと思っております。17年度から環境基本計画を作成する検討会議を開催していくという計画でありますので、確かに長いスパンで考えなければ、なかなか絵に描いた餅だけに終わってしまうようなこともありうると思っておりますので、そういうことのないようなきちんとした研究をしていきたい。

化石燃料の削減とやはり省エネ対策。これは私どもの地域としては柱だろうと思っております。エネルギーの削減ということになりますと、今の生活パターン、今の生活水準を本当に見直せるかどうかと、これを変えていかなければエネルギーの削減にはなっていないわけでありまして、そのへんが非常に経済的にもマイナスになりますし、実際そういうことができるかという問題も絡んでいるというふうに考えております。

ひとつ明るい 明るいなんていうとちょっと失礼ですけども この二酸化炭素の削減につきましては、ご承知のように開発途上国からその量を買ってこられるという、そういう協定内容になっておりますので、これらが実現をしますとこれはもう地球全体で考えることですから全く後ろめたいことでも何でもありません。成長できる部分は成長させてということですから、日本だけが得しましたね、なんて話にはならないわけでありまして。地球全体で取り組む問題ですから、そういうことがある程度可能であれば、これはまたある意味では産業の活発化、活性化にもつながっていくかという思いもあります。けれどもこれはもう国全体で考えることですから、南魚沼市が二酸化炭素の削減分をアフリカのあたりに行って買って来いといってもこれはなかなか無理なことでありましてけれども、国全体としては先ほど遠山議員がちょっとおっしゃってましたように、そういう方向にある程度もっていかなければ、国の存続維持ができないという方向であるというふうに私は考えております。

南魚沼市としてどうことが具体的に考えられるか。今実際できるかどうかは別にいたしまして電源開発の皆さんと協力し合いながら、この地域内で小水力発電が可能かどうか。あるいは風力もあります。ただ風力はほとんど、なんていいますか、風の量がそうありませんので風力はあまり念頭においておりません。小水力発電をどの程度、本当におこせるかということ、この雪消えと同時に電源開発さんのすべての負担で、調査に入っていて可能性を探るということでありまして。

もうひとつはこれもちょっと息の長い話になりますが、山の森林の除伐、間伐、枝下ろしこれらをやった材料を、ペレット化にいたしまして燃料にするという、これは木を燃やすのは化石燃料を燃やすのと違ひまして、二酸化炭素の発生がいわゆる増えないということでありまして、木の持っている部分しか出さないということで、二酸化炭素を増量しないということでありまして、こういう暖房関係を兼ね備えた燃料化をやっぴり念頭には置きたいと思っております。ただ非常に難しい問題であります。ストーブの普及がなかなか簡単でないということ。それらも含めまして問題ではありますけれども、これは森林組合の活性化という部分も含めて、取り組んでいかなければならない問題だというふうに考えおりますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

新しい環境保全のあり方と地域の産業の発展、これを基本計画の中でどう生かせるか。ここをきちんと検討しながら進めて行きたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

3 有機センターの事業計画について

有機センターの事業計画であります。この計画そのものの概要は、関さん、これから申し上げますけれども・・・(「いいですそれはわかります」の声あり)よろしいですね、これは後ほど出ていった資料でありますので。

2番目の南魚の畜産業の現況と将来的な見通し。これらも含めてからに入らせていただきます。おっしゃったように当地域内では畜産農家戸数は25戸であります。乳用牛が545頭、肉用牛が574頭、豚が5、567頭。これらが飼育をされている現状でございます。将来的見通しといたしますと、酪農については後継者不足から廃業する農家も出ておりますけれども、飼育頭数についてはここ数年は横ばいという状況であります。今後全体としてやはり後継者不足によって、数の減少が懸念されるということでもありますけれども、反面養豚農家や肉牛農家の一部では後継者も現れたと。これは実際現れております。子供さんが帰ってきて継ぐとかですね、そういう部分もでておりますので、若干明るい兆しも見えているというところであります。

そういうことから原材料としての家畜の糞尿量が急激に減るということは考えておりません。代替原材料としては椎茸の廃菌床、あるいは食品残渣等、これは関さんご指摘のとおりであります。極力そういうことでないような方向を模索したい。市といたしましても畜産農家の後継者対策、畜産農家の維持確保に、全面的に援助で取り組んでいきたいと。これはJAも一緒でありますけれども。そういうことでよろしくお願いいたしたいと思っております。

生産堆肥の量と質の問題であります。これは年間約1万950トン进行处理いたしまして、6,000トンの堆肥を生産するという計画になっております。糞尿の1万950トン进行处理して6,000トンの堆肥を生産する。品質につきましては強制攪拌機によって原料を攪拌し、多量の酸素を供給して好気性発酵菌の活動を促すことによって分解が進み、温度の上昇を得ることができますので、抗生物質や病原菌、害虫卵や種子を死滅させることができる。そして有機資源の持つ栄養素は保たれるという、こういうまさに一石二鳥といえますか、大変に優れたものでありまして、これを活用して乾燥度の高い、高品質な堆肥が供給できるというふうに確信をいたしております。

運搬と散布体制、価格等々農家との利用体制ということでもありますけれども、運搬と散布体制につきましては、JA魚沼みなみ管内では2トン用ダンプ、クレーン付きのスレイドデッキ、それで運搬いたしまして、散布についてはマニアスプレッター、これを利用して散布をするということです。ただJA塩沢管内では、1トンパック詰めにしてほ場に保管し散布するという体制も考えているところであります。

価格等々農家との利用体制についてでありますけれども、価格につきましてはお示しましたように1立米あたり2,750円を基本に考えているということでもあります。

農家との利用体制につきましては、個々の農家がＪＡ塩沢、ＪＡ魚沼みなみの米穀、あるいは畜産担当部署に直接申し込みをすることとなりますし、代金の支払いにつきましても、それぞれのＪＡで代金を口座から引き落として、広域有機センター会計に振り込むというシステムを構築しているということでありますので、よろしくまたお願い申し上げたいと思っております。以上であります。

関 忠良君　それでは再度質問させていただきます。

1 自立、持続可能なまちづくりについて

まず第1のこの問題はこの新市の財政計画、基本計画の問題であります。市長はおおむね予想通りだと。今回の財源不足、あるいは6億円ともあるいは10億円とも言われていますけれども、これは予想された範囲で問題ないというふうな認識なんではないでしょうか。特にあらためて2003年1月に新市将来構想。私は3町から2町へ、2町からまた3町へふり戻ったその中で、財政計画もまちづくり基本建設計画も、基本的には踏襲されているという立場から、質問するわけでありまして、その中で二転三転する中で、行政当局の皆さんが非常に多忙な事務手続きがとられた。その中で十分な論議をなされる余裕がなかったということを加味しながら、質問を申し上げるわけですが、とにかく合併効果は303億円あると。しかも各種の支援だとか特例債償還金の据え置き、あるいは今言ったように交付税の算定の特例などを合わせると、この住民説明会の中では2町でも62億円の合併効果があるんだというふうに言っているわけです。さらに合併をしなければ、年間16億円から20億円の赤字が出るんだと、合併は避けられないんだというなかで、住民説明会の資料が出されていたわけでありまして。しかし私はこの今回、新潟県でもいろいろ合併した第一回目の市である佐渡市、あるいは阿賀野市、小出町も含めていろいろ新聞等で報道されておりますけれども、合併当初から財源不足に陥ってこの計画そのものを、全面的に見直さなければならないという事態も、生まれるやに聞いているわけでありまして。したがってこれが現市長やあるいは執行部の責任というふうには私は考えません。今ほど言いましたけれども三位一体の改革で、交付税そのものが減らされる、補助金がカットされて、地方に譲与する金が実質的に削減しているという。こういう事実のなか新しい状況が加わったなかで、市長は今までこの3町で、新市将来構想のなか、いろいろと論議され、建設計画が決まっているこのことに対して、いささかも修正の必要はないというふうに考えておられるのか。また財政的にも問題ない、というふうにお考えなのかを確認いたします。

2 地球温暖化防止のための京都議定書が発効されたが、市として取り組める課題はあるか

さて2番目の問題は、市長も言われました。これは、日本はこの温暖化防止の対策をとるためには、今後12年までには14兆円の費用が必要だと言われております。しかも日本はとにかくそれは産業活動を抑制したりするから困難だから、何とか低開発国から枠を買いたいという形で動いて、消極的であります。しかし既にこのAUでは8パーセントの目標の中、2.5パーセントの削減を達成しています。それからイギリスも、ドイツもそうですが、目標が8パーセントのなかで、ドイツは18.5パーセントですか、この目標をすでに削減してい

るわけでありませう。したがって議長国である日本は、そういう甘い認識では国際的には通用しない、ということもいなめない状況ではないかと私は思います。

そういうなかで私は自分も含めて考えるわけでありませうが、市長も言われましたように、その対策として水力、あるいは風力とか森林資源の活用とかというふうなご答弁がありましたけれども、あわせて私は、堆肥を活用したバイオマス、それから太陽熱を利用した発電や温水効果。こういったものをやはりかなりの形で援助しながら、市民の皆さんから取り入れていただく、こういうこと。それから電気、なるべく不必要な電気を消すこと。それから私事でございませうけれども、私は薪ストーブを使ってその煙突熱を利用して、保温して風呂、洗い流しに使っています。そのなかで10年間の経験でわかったことは、今は子供が同居しましたけれども、今まで夫婦2人で風呂、洗い流しで使った灯油代は3年間で500リットルをきっております。そういうふうな、それはなかなかそうはいっても非常に非効率的、手間がかかって大変な仕事ですけれども、一人一人の努力が積み重なれば、私はかなりの部分でそういう結果を果たすことができるのではないかと思いますので、基本計画作成にあたってはやはり知恵を絞って、できることから始めるという、その策定を市の環境基本計画をきちんと明らかにしていただきというふうな思います。

3 有機センターの事業計画について

それから有機センターですけれどもこの有機センターというのは、今、国が進めているその新しい米政策、このなかで昨日も諮問が出ましたけれども、とにかくこれからは10町歩以上のいわゆる専業農家、認定農家でなければ国は援助しないと、組合であれば40ヘクタール以上と。こういうことで全く対象を絞って、さあ外国の農産物と競走しなさいという方針を打ち出しているわけでありませう。しかし環境保全型農業というのは、それと全く相反する対立的な存在であるわけだ。非効率的でも将来にわたって自然環境を守っていく、安全な食料を生産する。それには小規模で本当に一人一人の家族労働力、家族農業を大切にしたなかでこそしか、その地域の自然環境を守れないし田畑も守れない。まして今の国が進めている農業政策では山間地から荒廃が進んでいってしまう。環境が破壊されると思うわけでありませう。

したがってこの有機センターの事業計画もそういう長期的な視点にたって、兼業農家を含めたきちんとした営農計画。そういう意味で私は指定管理者にJAみなみが指定されたことは全く妥当であり歓迎するものでありませう。JAと協力しながら農家、畜産農家に、ずーと長期的な展望にたった支援策をとること、これなしに私は有機センターの事業計画は必ずやはり失敗してしまうんじゃないかという懸念をもちませう。

長い目でみて環境問題と同時に、本当に・・・津南町では自立計画のなかで、農業と環境を広域づけ、行政改革では職員を60人減らす。あるいは議員を18人のところを10人にしても、自らの力で立ち上がるんだという自立計画を作っています。したがって私はあらためて市長に要望したいことは、今三位一体の改革でどのように南魚沼市のなかで具体的に各種の事業のなかに影響がでて、その額はいくらだと。だからこれはどうするんだという細部

にわたった資料を、議員の私達に提起していただきたい。そういうなかでその財政計画を示していただきたいことを要望して質問を終わります。

市長 1 自立、持続可能なまちづくりについて

最初の新市建設計画の見直しはないのかということであります。これは皆さん方に合併説明会の時にも申し上げておりますが、この新市建設計画については、それが建設計画に搭載されたからと申しても、担保されたものではないと。それで新しく市が誕生した後に総合計画審議会を設置いたします。そのなかできちんと建設といいますか実行できるもの、できないもの、そしていつから何を実施していく、これを定めるということで皆さん方にそれぞれご説明を申し上げてきたところであります。今、建設計画の数字的な部分では520億円前後でしょうか。ただこれは今ほど申し上げましたように、総合計画のなかですべてこれが生かされるということではありませんので、10年間のなかでどういう位置付けができるか。これはこれからの財政、いわゆる財源等も見合わせながら実施をしていかなければならないということでありますけれども。

予算につきましては先ほどもふれましたが、16年度が非常に誤算であったわけであります。16年度が。これは確かに誤算でありました。特交等だいぶ減額されました。17年度分についてはその16年度の影響を引きずっていますから、影響がないとは言えませんが、ほぼ想定されたような部分であると、想定外ということになればこの災害は全くの想定外であります。そういうことです。ですからあまり佐渡市や阿賀野市さんみたいに人のかこと言っは悪いからあんまり全く一から練り直しだとか二百何十億円も不足しているとか、そういうことでは全くないということであります。そしてこの合併効果が先ほどふれましたがこれも、きちんと現れてくるのはやはり合併によって一番効果が出るには人員削減であります。行政組織のスリム化であります。これはやはり3年から5年後、ここに一番効果が出てくる。今でも1億5,000万円はできましたということ先ほど申し上げたわけであります。来年度の予算も非常に厳しくなるとは思いますけれども、それらを念頭に置きながら、いよいよ来年からは新市建設計画の中の具体的な部分を盛り込んでいかなければなりませんので、そういう意味でまた気を引き締めて、歳入の面ではできるだけ財源を確保するように努めながら、皆さん方の合併に対する期待というのが非常に大きかったわけでありますので、その期待に応えられるような方向を何とか見出していきたいと考えております。

2 地球温暖化防止のための京都議定書が発効されたが、市として取り組める課題はあるか

EU、イギリス、ドイツこれらは実質的に削減していると、日本はどうだということでありますけれども、それは私が答えるべき問題でもありませんが、ただ日本という置かれた地理的な立場とか資源の有無とかそういう部分を考えれば、一概に先進国だから全部それに習ってやらなければそれは笑いものになるぞとか、そういうことではないような気がします。やはりその国独自の、その国その国の立場といいますか環境的な部分も含めての特性があるわけでありますので、それらをどうとらえていくかということでありますが、日本政府がどういう方向を選ぶのかちょっとわかりませんが、方向としては途上国の二酸化炭素分を買っ

てくるという方向が非常に強いということだけは、今報道されていることでありますので、それについて私どもがどうこう申し上げられる立場でもありません。しかしながら市で取り組むべき問題は先ほど申し上げましたとおりでありまして、市民の皆さん方からそれぞれご協力いただきながら、車のアイドリングストップだって相当の効果があるというふうに言われておりますし、通勤の何と申しますか市役所の職員で言えば通勤でマイカーに一日今日は乗って来るなどが、議員の皆さんも議会中には一回はみんな歩いて来いとか、いろいろそういう削減案を提示しながら環境基本計画のなかできちんとした方向付けをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

3 有機センターの事業計画について

堆肥センターの件についてはまさにその通りでありまして、JAさんと手を取り合いながらきちんとしていかなければならないと。この、国が示した農業の改革の方向でありますけれども、これはやはり個々の小さい小農家についても、集落営農体制を維持することによって、きちんとした国の補助やそういうことが受けられる道をひらこう、という方向にはなっているようでありまして、小農家切り捨てということには、私はあたらないと。そういう部分でやはり小さい部分はお互い協力し合いながら、集落営農体制を築いて国の補助、制度等をうまく利用できるような方向にもっていければと思っております。そういうことですので小さい農家を切り・・・やはりたしかに環境保全ていいますか、棚田やああいう部分につきましても、とてもとても大営農組織では維持できないそういう部分もあります。本当に個々の皆さんの力に頼らなければならない部分もありますけれども、そういうのは営農体制をきちんとして確立する集落のなかで、そういうことで切捨てにならないような方向を見出さなきゃならんということだと思っておりますのでまたご指導をお願いいたします。

副議長 質問順位10番、議席番号36番・小倉一郎君

小倉一郎君 質問を許されましたので通告にしたがいまして一般質問させていただきます。

1 地域情報通信基盤整備事業（新市まちづくり計画）について

まず、最初に地域情報通信基盤整備事業についてということでございます。今程も合併の建設計画、まちづくり計画のことについて議論がありました。ご案内のように秋には塩沢の合併を控えて、まあまあエリアがかなり広くなるというなかで、今現在も職員の方にお聞きすると、やはりどうしても分庁舎から本庁舎に来なければならない用事もあると。ただ、来て実際する時間は短くても来なきゃいけないんだけど、そこまで来るほどの時間がそんなにかからなくて、結果的に用が済むというふうなこともあるように聞いております。そういった中でエリアが広くなるということだけでも、職員の負担もかなり合併ということになると大変なことになるのかな、というふうな感じがします。

それと今回の合併もそうですが、塩沢が入ってきて住民の皆さんからの要望がありますように、当分の間は大和庁舎、塩沢分庁舎、両分庁舎は残さなければならないというふうなことだろうと思います。実際なかなか分庁舎を残すということになって、それを縮めるという

ことになると住民の要望もありますし、また職員の方々がある意味今やっている仕事のなかでスタッフを減らしていくということになると、かなり過重負担になってきて先進地の例を聞くと、予定したように分庁舎の中の規模を縮小していけないというふうな話も聞いています。

一番いいのは早いとこ本庁舎を建てて、そこへ集まっていたらということだと思いますけれども、なかなか財政的にもそう早くというわけにはいかないんじゃないかと。そういった中で今回の質問ですけれども、ここに書いてありますように地域情報通信基盤整備事業、できるだけ早めに実現に向けて準備の方を早急に取り組むべきだというふうに思います。かなり有効なまちづくりの計画の一つではないかなというふうに思っています。

今回、広くなるというふうなことで庁舎間の情報の共有というふうなことで、光ファイバーの借り上げ料、1,000万円を含んだ電算管理、一般経費で3,100万円くらいの予算がもらわれているわけですが、こういうことについてはかなり私は高く評価をするものです。ただ、これで庁舎間のある意味での光ファイバーと庁内ランを結んでの情報の共有化は少しは進むかと思いますが、これで計画にあるところの通信の基盤整備事業がある意味できた。先送りになってはまあまあ住民のサイドから言うところとちょっと違うんじゃないかなというふうな気がします。そういった中で今現在、たぶん民間の光ファイバーの線の張り巡らし方だとか、これから2006年地上デジタルも始まりますし、いろいろ方法やことがでてくると思います。行政の中で全部そこらへんを整備するということになるとかなり膨大な金額もかかります。民間の方はまだある意味全部進んでいないというふうな非常に難しい状況はあるわけですが、計画のなかにありますように産業を含め、介護、遠隔を含んだ福祉、教育、SOHOタウンの構築なり、観光、農業、そこら辺の宣伝なりと。手法はまだこれから研究しなければいけないところはあると思いますが、この情報の基盤整備事業、情報の高速道路はやっぱ私どもの地域としてかなり必要な事業というふうに考えています。

今ほど申し上げましたように、難しい状況はあろうかと思いますが、せっかくこの電算管理に光ファイバーを使って取り組み始めたところですが、これをどれだけのかたちで拡大して、当初のまちづくり計画を今、市長はどのようにお考えになっているのかひとつお伺いしたいと思います。

2 公用車に広告の掲載を

次、2番目です。またこれもちょっと合併に関係していますが、皆さんもこの2町の合併の前はかなり地域に出て住民の皆さんに話をしてきたと思います。ある意味不安も持ちながら住民の方々は、合併にかなり期待を寄せていたというふうに思います。そういった中ですが今ほども話にありましたように、鋭意頑張っているところなんです、実際にはなかなか厳しいといえますか。例えばですがソフトの事業、各種団体の補助金とか、そういった部分は私どももあまり無駄なものを見直して、スパンを決めたりというふうなことで将来構想のなかでもいろいろ議論をしてきました。そういったところで最終的にはそういったソフト事業とか、住民の方々が取り組んでいたところに、まあまあある意味しわ寄せがいくんではな

いかなとちょっと心配するところもあります。

そういったなかで本当に金額的にはたいしたことないと思うんですが、公用車に広告を募集しながらその金額で、たとえばそのソフト事業に目的を絞りながら、今回は教育に使うスポーツ文化に使うとか、応募してきた企業も、あそこの企業はそういったスキー産業、野球、地域の婦人会の活動、なかなか理解がある、というふうなことで住民からのイメージアップにもつながると思います。双方メリットがあろうかなというふうに思いますが、ぜひ公用車に広告の募集と。金額的にはたいしたことないと思いますが提案をさせていただきます。お考えをお聞かせください。

市長 1 地域情報通信基盤整備事業（新市まちづくり計画）について

小倉議員の質問にお答えをいたします。地域情報通信基盤整備事業の件でありますけれども、この補助事業導入につきましては、旧町の担当者間で検討してまいったところでありますけれども、独自でインフラ整備をすることによる建設コスト、維持費、更新時のコストこれらを考えた時に大変大きなリスクが伴う。また民間の整備したインフラを利用することによって地域の企業及び住民も情報を利用できるということがその後に判明をいたしましたので、現時点ではこの整備事業は断念をしたいということであります。またこの情報通信技術といいますか、これは非常にもう想像もできないほどのスピードで進化しておりますので、もう少し様子を見て、またたとえば有利な条件が出たり、たとえば非常に安価なものが出たりとか、そういうことになればまた何ていいますか取り組んでみる必要もあるかと思っておりますけれども。それらの判断、一つの判断材料にしながら現時点では、一応断念ということでご理解をいただきたいと思っております。

NTTのADSLにつきましては4月1日から旧大和地区、後山と辻又は除くそうでありましたが、15日から旧六日町の一部で47メガの利用が可能となります。地元の民間企業でも高速通信を貸し出しているという、こういうところもあるようであります。庁舎間の行政事務のつきましてはNTTのスーパーワイドランで基幹系、情報系のランを構築しておりますし、塩沢町の庁舎についても10月の合併時には利用できるように計画を進めておりますので、こうしたことから当面は内部の事務には支障は生じないというふうに一応認識をしているところであります。

なお、庁舎でありますけれども、たしかに2町間のときには庁舎建設は、相当もう時期を先延ばしといえますか相当先になるだろうと予測をしておりました。けれども3町ということになりまして、先般機構図をおおむね作成してみたところではありますが、非常にやはり無駄が出るといえますか。そういうことの中からは、そう遅くない時期に庁舎についての検討委員会ぐらいは立ち上げなきゃならないというような気もしておりますが、これはまだ皆さんにご相談申し上げたとかということではありませんけれども。いずれそういう時期がきましたら皆さん方にご相談申し上げて、やはりある程度集約をした体制をとっていかなければ、本当に近い将来に支障が生じてくるといえますか、合併効果もほとんど現れないような状況も覚悟しなきゃならないということでもありますので。それらについてもまた議会の皆さん方に

情報等を提供しながら、ご相談申し上げていきたいと思っておりますのでまたその節はよろしくお願いたします。

2 公用車に広告の掲載を

公用車に広告の掲載ということでありまして、これは確かにいいアイデアでありまして、これ従前は「特定者の利益を目的にした広告は公共物にはなじまない」というふうに言われてきたそうでありまして、最近はこの見直しになりまして、広報誌やご指摘の公用車等に広告を掲載させる例や、下水道のマンホールの蓋に何か広告を載せたり、いろいろの面がでてきております。

小型の公用車はやはりスペース等の関係でほとんど効果がないなというふうに思いますけれども、大型バスの取り付け、これに検討を加えたい。ということで取り付けには当然やっぱり若干の加工が必要でありますから、需要がとにかくどのくらいあるか、企業に対して抽出でアンケートをとってやっていきたい。需要があれば当然答えていきたいということでありますので、どの程度の需要が出てくるのかちょっとわかりませんが、一応企業にアンケート調査をしてみたい。まずそこから取り組むということでありましてご理解をお願いいたします。

小倉一朗君 1 地域情報通信基盤整備事業(新市まちづくり計画)について

ご答弁ありがとうございました。それでこの情報のネットワークですが、市長のおっしゃる通りです。日進月歩ですし3か月も経てば、あと思ったやつがもう古くなったり、国のほうもITタウンなんて言っていますけれども、補助事業、13年に作ったと思ったらもう15年にはなくなったり。というようなことで先進に取り組んだところは、やってみただけで効果は出なかったということなんです。まあまあ実際問題はそういったところだろうと思いますけれども、かなりそういったことで日々更新していますが、できたらそういったプロのコンサルを含めたこの職員の中でもそっちの道のプロがいるわけですがプロジェクトチーム等々を、コンサルを含めた中で立ち上げていただいて、その検討ぐらいはひとつ予算組みをしながらやっていくべきではないかなというふうに思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2 公用車に広告の掲載を

まあ2点目の方はそういったことでまあ取り組んでみるということですが、なかなかあまりに看板の取り付けに加工をかける、お金をかけなくてもすむようなことも含めながら、ぜひお願いしたいと思います。ただこれについてはこういったことではなくて、合併前に私は六日町のA4が入る町の封筒、裏側に点線で切ると個人の封筒に糊付けしてすぐ出せると。あれはかなりいいアイデアだと思っていました。職員の方々も、今回の予算時は特別だと市長はおっしゃいましたが、なかなかこう厳しい中での予算組みで大変だったろうと思うのですが、そういったことで5円でも10円でも辛抱するのも大事なんですがこうすればもうちょっと 商売と言ってはおかしいんですけども そういった職員の意欲を盛り上げて やったり、また市長の方の吸い上げる努力とか、そこらも含めて今回の提案をさせていただ

いたということです。お考えがありましたらひとつお願いします。

市長 1 地域情報通信基盤整備事業（新市まちづくり計画）について

このITということでありまして、これは今ちょっと確認しましたら、職員でIT戦略会議というのを立ち上げてあるそうでありまして、あ、4月から立ち上げるそうでありまして、これはコンサル等入れなくても今の職員は非常にこのことについてはコンサルなんかよりも相当高度な知識をもっている職員がいるようであります。ですので、やってみてどうしてもコンサル等を入れなければなかなか前に進まないとか、そういう状況が見えますればそれなりに対応していきますが、当面は職員で立ち上げて戦略を練っていくということです。ひとつご理解をいただきたいと思っております。

2 公用車に広告の掲載を

職員の何と申しますか発案やそういうことは、どしどし私も上げていただきたいと思っております。どんな小さなことでも結構ですから。そういう意味で今回議員からご提案いただいたこういうことについても、即座に対応してみようということでありまして、職員がそういうやる気をもっていていただくことが一番でありますし、1円でも2円でも本当に、いわゆる歳入を見込まれる部分については、がめつくひとつやっていただきたいと思っております。これからまたご指導をよろしくお願いいたします。

副議長 質問順位11番、議席番号2番・石原健一君。

石原健一君 通告にしがいまして3点質問をさせていただきます。

1 条例制定で商店街活性化を図れ

まず商業に関する問題であります、条例制定で商店街活性化を図れ、ということで上げておきました。井口市長、六日町町長時代にはチャレンジショップ事業、そして来年度の予算を見ますと自主的出店者支援事業、あるいはこしひかりの開発プロジェクトということで、大変商業問題に積極的に取り組んでいる姿勢を、私は一定の評価を与えるものであります。

そんな中で六日町の商業環境と申しますか、実態を見ますと商工会に加入する加入率は50パーセントを維持するのが、大変苦慮しているというふうな状況であります。また六日町には2つの協同組合がありますが私どもの駅前通り商店街協同組合を見ても、未加入者が増加をしております。加入脱退でなくて未加入者なんです。ということは、新しく出店してきた、商店街に出店してきた人たちが、なかなか商工会とかあるいは協同組合とかに加入していただけないというのが現状であります。そんななかで商店街を活性化するのに大変苦慮しているところであります。

そこで先月、新潟県の中央会の私どもを指導する機関の方と話をすることがありました。そんななかで私はどうしたらみんなに入ってもらって、一緒に商店街活動ができるなんかいい方法はないのかなというふうなことでお話をした経過があります。その中で東京都の世田谷区では産業振興条例というふうな条例を制定したなかで、ここに上げてありますように、商店街の加入、あるいはイベント等の事業の協力の促進を図っている、というふうなことを

お聞きしました。そこで市長に伺うわけではありますが、当市でもそういう条例を制定した中で商店街活動を活性化する考えがあるかどうか、お尋ねをするわけであります。

2 「総合学習」充分検証したか

2点目は「総合学習」を充分検証したか、ということであります。これは、今回の議会の中でも多数の皆さんが質問をするかと思いますが、私なりに質問をさせていただきます。そこで総合学習、学力の低下が総合学習に関与しているというふうな考えがある中で、私はこの総合学習というのは大変すばらしい考え方だなあと。先ほど前者の質問の中で、六日町の教育委員会の基本姿勢はゆとりある教育だというふうなことで答弁があったわけですが、私は大変その考え方に賛同するものであります。この総合学習ということでここにも書いておきましたが、地域での教育活動への参加が生み出され、その成果もいろいろと報告されているところであります。

私も先日北辰小学校で小学校3年生に昔の六日町はどういう町だったか、どうい生活をしてきたかというふうなことで、たまたま生徒の皆さんにお話をする機会がありました。そのなかで1時間位だったでしょうか話をさせていただいて、質疑を30分ぐらい取ったわけですが、大変皆さんが興味深く私のそつない話を聞いてくれました。それで目を輝かせてその当時の生活、あるいは六日町の様子というのを時間が足りないくらい質問を浴びせられました。そんななかで私は総合学習ということで、そういうことが一つの成果だろうというふうにとらえているわけです。ところが学力の低下ということを理由に、また昔の教科書重視への方へ動いていくような気配を感じるわけです。そこで私は学力を否定するわけじゃありません。学力は大切な要素であります。けれども豊かな人生を過ごすには、学力だけでは足りないわけです。どうそれを生かして自分の人生を豊にして、そしてやはり社会貢献をどうしていくかというふうな、そういうことを子供達に教育していかないと、ただ頭でっかちの人間ができて、社会貢献を全然しないというふうな社会になってしまえば、これは私は教育の誤りであろうというふうに考えるわけであります。

そこで、教育の問題は国家の問題ですから、国のやり方で、市のできる範囲は狭められる部分もあると思いますけれども、地方の時代ということが言われる訳で、どういうふうにその特色を出していくか。これが問われているのではないかと私は考えます。心の教育というのが重要視されながらも、実際はその部分が目に見えて来ないということに、私は疑問を感じるわけで、ぜひその総合学習をどのように検証しているのか、どういうふうにそれを今後やっていこうとしているのか、見解を伺うものであります。

3 「食育」にどう取り組むのか

次にもう一点は食育についてであります。これは後で志太議員も質問するようですが、私なりに考えを述べてみたいと思います。六日町時代にも一度食育について取り上げたわけですが、また総務文教委員会の中でも質問をさせていただいたわけですが、私の感触としては、食育に取り組む姿勢があまり活発に感じ取られません。そこで、先ほど遠山議員が指摘していた部分、そういうものも含めて食育をきちんとやりながら、規則正しい生活が身

についてくれば、そういうのも当然解消されていくのではなかろうかと、いうふうに私は考えます。この前の議会の時も申し上げましたように、食はただ食べて生きることだけでなく、その食生活の見直しによって非行の防止とかそういう面にも役立つわけです。今の食生活の乱れが社会の乱れの一因をなしていることも間違いないと私は考えます。

生活習慣病の増加、あるいは食生活の乱れ、食料自給率が40パーセントにも満たない。あるいは伝統的な日本の食文化が失われているというふうな背景の中で、政府は食育基本法の成立を目指しているわけでありまして、それだけ食育ということが大事な時代になってきたということだと思えます。そんななかで南魚沼市の取り組みをみていると、あまり積極的に食育に取り組んでいくというふうな姿勢を私は感じません。ぜひどのように取り組んでいくのか、食育をどう考えているのか、考えを伺うものであります。

市長 石原議員の質問にお答えいたします。

1 条例制定で商店街活性化を図れ

これは、世田谷区ではそういう条例を制定しておりまして、現在東京都内の10区がこのような条例を制定しているそうでありまして、その内容は、内容といいますかその背景がやはりああいうところでありましてコンビニやチェーン店などが増加することに伴って、商工会の未加入が増加したと。そのために率が落ちるわけでありまして、地域イベントやそういう活動に支障が出たので、とにかく未加入店舗に商工会に加入促進を求める条例を追加で制定したという背景があるようです。

内容は、商店街において小売業等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商工会と言うか商店街への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

小売店等を営む者は、商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を地元商工会が実施するときは、応分の負担等をするにより当該事業に協力するよう努める。いわゆる努力義務であります。強制力はないということでありまして。

先ほど申し上げましたように東京都内の約10区が、こういう条例を制定しているという、背景はそういうところでありまして、六日町と大和でありますけれども、六日町の商工会の加入率、ご承知のように50.7パーセント、ほんとに50パーセントを切る直前でありまして、大和町が大和地区が62.9パーセントということでありまして、加入率向上の為に六日町商工会は平成17年度から商工会費の見直し、ちょっと検討している。大和地区では新規店舗の戸別訪問などをすすめているということでありまして、この条例化という部分につきましては、先ほど申し上げましたように地域事情が非常に違っているということ。これらに配慮した加入促進のための条例でありまして、自助努力をしてくださいということでありまして。したがって私達の市に、そういう部分が馴染むかといいますと、ちょっとやっぱり疑問視をせざるを得ないということで、当面はこれは考えておりません。ですので商工会組織率向上の実質的な支援は何があるか。本来これはご承知のように、今、特に六日町ですけれども六日町に出店をしている各会社の支店、事業所、これら17号線沿いはほとんどそうでありまして、これらがやはり本店はどこかに加入しているんでしょうけれども、営業所

や事業所は全然六日町に加入しないと。それがベースにひとつ考え、分母になるんですね。ですので非常に率が落っているというこいことです。そういう部分を、あれは商業統計でしょうかね、そういうなかでちょっと改善を訴えていきたいというふうに考えております。それからアパート経営なんかもそうです。アパート経営をして商工会に入っていない、入っていない人がほとんどなんです。だけれどもそれらが商工業者としてみられるかどうか、なんかそのいわゆる商業統計の、弾力性の無さというか、そういう部分が非常に目立ちますので、そういう部分を分母にしないように。本来、商業活動を営んでいるそういう皆さん、それから本店があって支店があるという、支店は当然入りませんよね、本店が入っていれば。そういう経費節減ですから。そういう部分は分母から除くとか、そういうことをやれば六日町も相当率は上がってきます。ですから存続の危機にはならないわけですので、そういう方面も県を通じながらちょっと改善を働きかけたいというふうに、これは商工会長ともそんな話をしておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

あとの2点につきましては教育長から答弁をさせますのでよろしくお願いたします。

教 育 長 つたない答弁でございますが申し上げます。

2 「総合学習」充分検証したか

まず総合学習、十分に検証したかというご質問でございます。結論から申し上げますと、取り組みが始まって3年というなかでは、とても十分な検討が、あるいは検証が行われたとは考えられないというふうに私としても思います。議員もおっしゃったとおりでありますけれども、この総合的学習というものがなぜ始まったか。これを始めた時の当時の文部科学省の初等、中等局の大幹部の方は、この必要性をこういうふうに言っております。その時点での話であります。最近の社会に見られる五つの喪失現象があるんだと。一つはよりどころのない精神、それから何があってもとがめられることのない両親、夢のない日常、現実体験のない認識、あげくは信頼のない人間関係だと。これらを解消して知識の量ではなくて質を高めるのが、これが生きる力を高めることであったり、そのために総合的な学習が必要なんだ、ということでは始まったわけでありませぬ。

ところがこれも先ほどお話にでましたが、国際的な学力の比較テストやってみたら、思いつけない成績が下がったとこういうことでもあります。このことにつきましても、一番下がったのは何かといいますと読解力だそうでもあります。ある専門家によりますとこの読解力というのは、知識の詰め込みをいくらやったところで問題の解決にはならないのだと言っております。論理的に文章を書く力を訓練、トレーニングすることによって力を付けなければならぬんだということだそうでもあります。

そうしてみますとこの分野についても、場合によっては総合的学習というふうな取り組みの方が効果を上げうることも考えられるわけでもあります。これも専門家のご意見であります。私といたしましては、全くの素人でありますから私がこう思うというふうなことじゃないわけではありますが、現実こういうふうに専門家の皆さんがいろいろなご意見を発表しておられるわけでもありますから、国におきましては学力低下の原因と対策というものについて、国

の責任できちんと検証していただきたいものだなあと、これは私の希望であります。総合的学習につきましては以上でございます。

3 「食育」にどう取り組むのか

それから食育であります。ご指摘の通り朝飯食べない子供はやる気が起きない、だるい、イライラする、すぐ切れやすい、いろいろ言われております。これらはそれぞれの分野の方々が調査結果を新聞等々で発表されたものであります。先ほどの睡眠とも関連しますがきちんと眠ること睡眠時間を取ることにきちんと食事を取ることに、これらは人間が生きている上での最低限の活力の源泉だと思っておりますので、新聞記事等引き合いに出すまでもなく大切なことだろうというふうに思ったところであります。

そこで、学校ではどのように取り組んでおるかということ、若干申し上げたいと存じます。まず学校では保健体育ですとか家庭かですとか、というふうな授業を通して食についての基礎的な知識は学ぶところであります。それから学校行事の時などに外部からの教師を呼んで、食についての講話を実施している学校もございます。また学校で実際に食、食べることを教える活動といたしましては、学校独自で作ります食に関する指導全体計画、それから年間の指導計画がございますし、給食の時間や学級活動などに学校独自の指導も行っております。また給食センターの栄養士の皆さんが、学校に出向いて指導する食育も実施しております。

ここで、学校あるいはそこで指導にあたった栄養職員の皆さんの声を聞いてみますと、子供達はそこで話をして聞かせますと、その後何週間かやっぱりきちんと食べると。たとえば給食の残し方が減るというふうな効果がすぐ現れるそうでございますけれども、問題は両親、保護者の方に、なかなか朝飯をきちんと作って食べさせるということが徹底しないことが問題だということでもあります。そこである学校では授業参観の日にこの給食、食育に取り組んだということがございますが、先ほどどなたかの質問に対して答えたと同様でありまして、本当に来ていただき方は、そういう授業参観の折にも来て下さらない。たとえば学校の先生の話でありますから、口説き話なのかもしれません。ご飯食べて来たかいと聞くと、食べて来たよと言うそうであります。何食ってきたと言うと菓子パンだそうであります。あるいは、前のお菓子の残りを食べて来た、ジュースを飲んできた。それでその子はご飯食べて来たつもりなんです。食べて来たか来なかったかという調査の中には、場合によっては今のような子供達が食べて来た方に入っている可能性もあります。

まあまあこれは余計なことかもしれませんが、とにかく睡眠のことと同様であります。きちんと食べる、きちんとしたものを食べる。このことについて市民全体の取組にもっていけるよう研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

石原健一君 再質問をさせていただきます。

1 条例制定で商店街活性化を図れ

まず条例制定の件であります。これは市長おっしゃったように、世田谷区は産業振興条例というふうな形の中で、ある項目の中に商店会の加入とか事業協力というのを、これは後

で追加でやったというふうに私伺っているんですが。私はこういう商店会の加入率が落ちていくというふうなことで今回取り上げたわけですが、産業振興、これは農業も入ると思うんですけども、そういう条例の制定をした中で、こういう加入あるいは事業の促進というふうなものも図っていくということも、これからは必要になってくるのではないかなという気がします。

産業振興というのが観光も含めて、町の外資を獲得するなかでは当然大切な要素であろうと思いますし、そこが活発化してこないと税収も上がってこないわけで、先ほど商工会の加入率のことで話をいただいたわけですが、私は商店街の協同組合の方の立場で考えますと、協同組合は今まで見てきたたとえばアーケードを作ったり、あるいは駐車場を整備したり、そういうふうなことで社会資本の整備というものを当時町ですけれども、町の協力を得た中で進めてきた。そういう環境が整ってなかで新たに出店してくる皆さんは、その恩恵を必ず受けるわけですね。アーケードがあるということ、それから近くに駐車場があるということ。そういう恩恵を受けるなかで、やはりこれは市長がおっしゃったように強制はできないことですが、そういうことを啓蒙しながら商店街活動するには、最低限それぐらいの協力はしてもらわねばならないんだという姿勢も、ある程度私は必要じゃないかと思うんです。それはかつて自然発生的に景気の良かった頃はお願ひすれば入ってくれたんですけども、現代のような郊外に大きな店ができて、商店街活動というのがなかなか厳しい時代では、なかなか積極的に加入をしていただけないというのが現状なんです。その点、市長はどう考えるかひとつお願いしたいと思います。

2 「総合学習」充分検証したか

それから総合学習については1点またお尋ねしたいんですけども。先ほど私が申したような地域での地域のたとえばPTAだとか父兄だとかの方々、学校でそういうふうな授業とありますが、そういうことをやっているケースというのはどの程度南魚沼市管内ではあるのか、把握していたらお尋ねしたいと思います。

3 「食育」にどう取り組むのか

それから食育ですけれども、おっしゃるとおり私もやはりこれは子供達の問題というよりは、今子育てをやっている親の問題だと思うんですね。それでその親をどう教育していくかということが、なかなか具体的なことが出てこないのが現状だろうと思います。先ほど言った、そういうことを啓蒙したい人は、なかなか参加してくれないという、ではそのままでもいいのかということやはり私はそうは思わないので、何とかしてそれをそういう人達にもわかっていただいて、教育の原点というのはいろいろ考え方があるにしても、やはり親の姿勢というか親の生活姿勢というのが、子供に当然影響されていくわけです。親が我慢することは我慢し、やはりやっていかないと教育にならないのではないのでしょうか。大人の社会が勝って気まま事をやっていて、子供だけ生活をきちんとしていけといってもなかなかそれはできないことだろうと思います。そんななかでぜひ、特に今、男女共同参画社会の中で、女性が社会進出をしているわけで、母親がどうしても仕事に追われてそういう子供達の食事やそうい

う生活に対してのあれが行き届かなくなっている現状もありわけです。そののところをどう
いうふうに教育委員会で教育していくのか伺いたいと思います。

市 長 1 条例制定で商店街活性化を図れ

この条例化の件でありますけれども、今、具体的に石原さんがおっしゃったようなことも、
これはやはり商工会や商店街の協同組合が取り組むべきことではないかという気がするんで
す。条例等で押さえて、ということは私はあまりなじまないということだと思っております
ので、条例化については石原さんからいろいろご提言をいただきましたけれども、ちょっと
なじまないということで、他のいろいろの方法で商工会、商店街、協同組合等を盛り上げて
いきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

教 育 長 2 「総合学習」充分検証したか

総合的学習の取り組み方と申しますか、地域の父兄の皆さんから学校でいろいろお話をし
ていただくような、そういうケースがどの位あるかというお尋ねでありましたが、具体的な
数字を掌握してございません。ただ、総合的な学習で一番取り組まれておりますのが、その
地域の環境ですとか。例えば三用小学校で申しますとスイカ、八色スイカですとか、後山で
はブナ林とかというふうなことで、いろいろ取り組まれております。したがって、その
子供達はその地域の例えばスイカであれば農家の方にいろいろ話を伺うとか、そういったふ
うなことの中で自分たちの住んでいる地域の研究をし、あるいは地域の素晴らしい魅力とい
うふうなものも身に付けていくと。こういうことだと思います。ですので学校に地域の方々
から来ていただいてお話を聞いておるのがいくつあるのかということは、ちょっと掌握して
おりませんので申し訳ございませんけども、この総合的学習の場合には、ほとんどが地域の
皆さんと何だかのかたちでつながりをもって活動が成り立っているというものだ、というこ
とでご理解をいただきたいと思えます。

3 「食育」にどう取り組むのか

それから食育について全くご指摘のとおりでございます。学校教育ということもあります
けども、社会教育のなかでも折にふれてこの食べることの大切さというふうなものを、市民
に浸透させていきたいと、このように考えるところでありますのでよろしくお願いいたしま
す。

副 議 長 お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会をしたいと思えますがご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定しました。明日の本会は
午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時40分)